

平成15年5月16日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
総務部	長	出	村	素	明
市民部	長	矢	野		正
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
企画課	参事	竹	下		勇
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	唐	島		稔
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		正	宝	典	子
税務課	長	西	本	勝	次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長		峰	松	光	夫
保険健康課	長	平	尾	弘	義
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	北	御門	敏	則
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
水道課	長	井	手	讓	二
会計課	長	森		久	幸
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長兼 農林水産課参事		武	藤	竹	美
監査委員事務局長		安	富	弘	信
監査委員		江	口		徹

平成15年5月16日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議案の一括上程（市長の提案理由の説明） |
| 日程第2 | 報告第3号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）
（報告） |
| 日程第3 | 議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決） |
| 日程第4 | 議案第26号 専決処分事項の承認について（鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する等の条例）（質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 議案第27号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 議案第28号 専決処分事項の承認について（平成14年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））（質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 議案第29号 鹿島市・太良町合併協議会の設置に関する協議について（質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第30号 鹿島市助役の選任について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 議案第31号 鹿島市収入役の選任について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第32号 鹿島市監査委員の選任について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 閉会中継続審査申出 |

午前10時

○議長（小池幸照君）

開議に先立ちまして、桑原市長からごあいさつがございます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本日、ここに新しい鹿島市議会がスタートするに当たり、一言お祝いとごあいさつを申し上げます。

まずは議員の皆様方におかれましては御当選、心よりお喜びを申し上げます。また、特にこのたび初めて議員となられました3人の新議員の皆様には、これまでそれぞれの地域、あるいは職場で培ってこられました豊かな経験、見識を今度は議会の場で大いに発揮していただけるものと大きな期待をしており、心より歓迎をいたすものであります。

私も昨年市民の皆様のお支援を得て、市長に選ばれ、4期目の就任を果たし、ことしで14

年目を迎えるわけでございますが、いつも初心に返ってという気持ちを忘れずに市政運営に当たっていくように心がけているところでございます。

さて、本市は市制が施行され半世紀を経過しようとしておりますが、この間、さまざまな歴史を刻みながら今日に至ったわけでございます。そして、現在21世紀の新しいまちづくりの指針として、第4次鹿島市総合計画を策定し、都市像に掲げた「人が輝くまち鹿島」を創造していくために、全力を傾注しているところでございます。

このような中であって、今、鹿島市は市町村合併という市制始まって以来とも言える最も大きな課題に取り組んでおります。いわば鹿島市にとって将来を左右する重要な転換期を迎えようとしているところであります。したがって、議会と執行部の役割や守備範囲はもちろん違っておりますが、市民がどうなるのか、鹿島市が発展するためにはどうすればよいのかという最終的な目標は同じでありますので、常にこのことを念頭に置いて、よりよい結果を導き出せるよう、お互いにいい意味での議論を交じ合わせ、そして、この重要な局面を乗り越えていかなければならない、切実に感じている次第であります。ぜひ新生鹿島市議会の皆様方におかれましては、この私の市政に対する基本姿勢を御支援をいただき、今後とも変わらぬ御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、このたび議会の第一線を退かれた先輩議員の皆様の御苦勞に対し、また、私に対しての温かい御支援をいただいたことに感無量の思いがいたします。これからも議会の先輩、人生の先輩、そして市民の一人としての立場からいろいろなアドバイスをいただきたいと考えております。

以上、お祝いの言葉とごあいさつを申し上げます。

○議長（小池幸照君）

引き続きまして、出村総務部長から各部課長の紹介がございました。出村総務部長。

○総務部長（出村素明君）

それでは、私の方から職員の紹介をさせていただきます。なお、敬称は省略いたします。

手前の方からでございますが、教育長の小野原利幸でございます。（「小野原です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

市民部長の矢野正。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

産業部長の山口賢治。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

建設環境部長の江頭毅一郎。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、総務課長の山本克樹。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

同じく、企画課長の北村建治。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

企画課参事の竹下勇。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

財政課長、唐島稔。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

同和対策課長、田中義明は、本日公務出張中でございます。

市民課長兼選挙管理委員会事務局長、正宝典子。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

税務課長、西本勝次。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

保険健康課長、平尾弘義。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

福祉事務局長、峰松光夫。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

商工観光課長、北御門敏則。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

農林水産課長、中橋孝司郎。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

都市建設課長、中川宏。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

環境下水道課長、藤家敏昭。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

水道課長、井手讓二。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

会計課長、森久幸。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

次に、教育委員会教育次長兼庶務課長、北村和博。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長、中村博之。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

議会事務局長、坂本博昭。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

監査委員事務局長、安富弘信。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

農業委員会事務局長、武藤竹美。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

次に、広域圏の派遣職員でございますが、事務局次長の岩田輝寛。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

消防本部次長の田中敏男は、本日公務出張中でございます。

電算センター所長、古川盛。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

介護保険事業所総務管理課長、関正和。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

最後になりましたが、私、総務部長の出村素明でございます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして職員の紹介を終わります。

午前10時8分 開議

○議長（小池幸照君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（坂本博昭君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から報告1件、議案8件の提出がありました。報告事項及び議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成14年度に係る平成15年2月分の出納検査結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由の説明）

○議長（小池幸照君）

次に、日程第1．議案の一括上程であります。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今期の市議会臨時会に提案いたします議案は、専決処分の報告1件、専決処分の承認4件、協議会の設置1件及び人事案件3件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、報告第3号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、交通事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、議案第25号 専決処分事項（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月末に地方税法の一部を改正する法律が可決・成立し、4月1日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要となったものでございます。

改正の主な内容といたしましては、固定資産税において、平成15年評価がえに伴い、宅地等における現行の負担水準に応じた負担調整を継続し、特別土地保有税は課税を停止し、市民税において先物取引に係る繰越控除を一定要件のもとで認めるものでございます。

次に、議案第26号 専決処分事項（鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する等の条例）の承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する等の条例につきましては、去る3月末に地方税法の一部を改正する法律が可決・成立し、4月1日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要となったものでございます。

改正の主な内容といたしましては、特別土地保有税審議会への付議要件が廃止されたことにより、鹿島市特別土地保有税審議会条例を廃止するものでございます。

次に、議案第27号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月末に地方税法の一部を改正する法律が可決・成立し、4月1日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要となったものでございます。

改正の主な内容といたしましては、介護給付金課税限度額を80千円に引き上げ、市税と同

様に、先物取引に係る繰越控除を一定要件のもとで認めるものでございます。

次に、議案第28号 専決処分事項（平成14年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））の承認について申し上げます。

専決処分いたしました補正予算（第6号）は、予算の総額に26,309千円を追加し、総額を12,520,555千円といたしましたものでございます。

歳入では、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税及び市債などの確定による増減調整を行っております。また、これらの歳入の確定に伴い、収支不足により取り崩しを計画いたしましたおりました財政調整基金と公園整備事業費に充てておりました公共施設建設基金について、いずれも繰り入れを全額中止いたしております。

歳出では、積立金として後年度の財政負担に備え減債基金への積み立てを行いまして、今後にわたり健全な財政運営を確保していくものでございます。

このほか、非常備消防事業及び辺地道路整備事業につきまして、起債額の確定に大きなおくれが生じたことなどから、繰越明許費を追加、変更いたしております。

次に、議案第29号 鹿島市・太良町合併協議会の設置に関する協議について申し上げます。まず、これまでの経緯について御説明いたします。

昨年7月に鹿島市、武雄市、山内町、太良町、塩田町及び嬉野町による2市4町の杵藤西部地区任意合併協議会を設置し、市町村合併に関して協議または調査研究をいたしてまいりました。この協議会は任意の合併協議会であり、議会の議決を経た、いわゆる法定合併協議会へ移行するかどうかについて、本年1月24日に市議会臨時会を招集し、2市4町での法定合併協議会設置の議案を御審議いただきました。

その前段として、鹿島市は2市4町の法定合併協議会に参加するかどうかを問う住民意向調査を実施いたしました。それは私の持論でもありますが、次の二つのことから実施いたしました。一つは、合併は住民の総意で決めるべきであるということ。そしてもう一つは、できるだけ多くの住民の皆さんの意見を聞いて進めるということです。

さて、その意向調査の結果につきましては、「どちらとも言えない」が最も多かったという結果を十分考慮し、議案を提案いたしました。

また、2市4町の枠組みでの法定合併協議会が成立するためには、2市4町すべての市町の議会での賛同が得られないと、白紙に戻りますということも、住民説明会や市報等でお知らせいたしておりました。

結果は、鹿島市と太良町の議会で否決となり、2市4町での枠組みは白紙となりましたので、1月30日に最後の杵藤西部地区任意合併協議会を開催し、これまでの取り組みを総括して、2市4町の協議を終了いたしました。

その後、直ちに2月3日、市議会合併特別委員会を開催していただき、これまでの経緯と今後の取り組みについて御報告申し上げ、さらに、鹿島市、太良町、塩田町での1市2町で

の新たな枠組みを模索することについて賛同をいただきました。

それを受けまして、1市2町首長会議を開催し、藤津・鹿島地区における協議を開始しようとしたが、塩田町の結論がなかなか出ず、議会の皆様とともに塩田町へ対し、口頭で、その後文書で合併協議参加を要請いたしました。

しかし、3月28日に塩田町の町長と議長が鹿島市と太良町に対して、武雄市側の1市3町での合併協議へ参加することを回答されました。私はその後すぐに、太良町長と会談し、1市1町の枠組みで、合併を念頭に置いた合併協議を開始することで合意しましたので、議会へ報告し、全会一致で了承をいただきました。

4月1日には、鹿島市と太良町の首長、議長会議を開催し、正式に1市1町での合併協議開始を確認し、早急に民間委員を加えた任意合併協議会である「合併検討協議会」を設置することで合意しました。今日まで2回、合併検討協議会を開催し、1市1町での合併協議のあり方や推進体制、当面するスケジュール、法定合併協議会の委員構成、委員数などを協議いたしました。また、今後の1市1町での合併協議の指針とするため、杵藤西部地区任意合併協議会で協議した、17項目の取り扱いについても話し合いました。特に、その中のJR長崎本線存続問題の取り扱いでは、積極的に取り組んでいくことを確認し、前進することができました。

それらを受けて、4月28日から5月8日まで鹿島市と太良町の合併について、6地区で住民説明会を開催いたしました。前回は、合併の枠組みも含め、各部落を回り説明会を開催させていただきましたが、今回は時間の都合もあり、地区単位での説明会とさせていただきます。

次に、鹿島市の合併に対する基本姿勢について説明いたします。

当初、私は、合併すれば規模が大きくなることによって、交付税が段階補正により大幅に減りますので、財政的にも必ずしも有利にならないと考えておりました。しかし、今日の全国的な不景気により、地方交付税の総額そのものが減ってきており、鹿島市に交付された普通交付税も平成12年度から平成14年度の3年間で約520,000千円の減額となっております。したがって、交付税が減っても市政運営ができるようにするためには、規模の大小にかかわらず、合併をし、合併を機に大幅な合理化を図る必要があると思います。

合併特例法では、合併して減額される交付税が10年間据え置かれ、次の5年間で段階的に減額されるようになります。そこで、合併をすれば、行政の体質改善をするための猶予が15年間あるということです。また、国や県から合併に対する補助金や交付金での支援策や交付税や制度的な支援も考えられております。

このようなことから、現在、鹿島市といたしましては、太良町との1市1町による合併を念頭に置いた協議を進めてまいりたいと思っております。

そもそも鹿島市と太良町は、地域としての特性を共有しており、合併後のまちづくりの方

向性が一致しやすいと考えられます。特に、JR長崎本線存続や有明海の再生など共通する行政課題も多く、今後、法定協議会の中で詰めた協議をしていきたいと思っております。

合併は相手があることであり、相手の合意によって進んでまいります。合併してよかったと言われるような、キラリと光るまちにしていきたいと思っております。

なお、今回提案いたします議案につきましては、太良町も本日議会の臨時会を開催し、審議いたすものであり、両議会で可決されることが合併協議会設置の要件となります。

次に、議案第30号 鹿島市助役の選任について申し上げます。

助役、淵上勝幸氏の任期が、平成15年3月31日をもって満了いたしましたので、後任者として出村素明氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第31号 鹿島市収入役の選任について申し上げます。

収入役、井手口馨氏の任期が、平成15年3月31日をもって満了いたしました。引き続き井手口馨氏を選任したいので、地方自治法第168条第7項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第32号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

これは、議員のうちから選任いたしておりました監査委員田中教英氏の任期が、平成15年4月29日をもって満了となったため、後任に岩吉泰彦氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、議案の概要につきまして御説明いたしました。詳細につきましては、御審議の際、担当部長、または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第2 報告第3号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 報告第3号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

報告第3号 専決処分事項（交通事故による損害賠償の報告）について御説明いたします。議案書の（その1）の1ページをお願いいたします。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、交通事故の損害賠償額を専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項により報告いたします。

去る1月31日午後4時ごろ、市道組知～高津原線を蟻尾山方面から西牟田方面に進行中、元荒木建設付近で右側の側道、いわゆる私道ですが、ここから軽乗用車がたん停止しないまま左折しようとして、庁用車の右側後部ドアに衝突したものであります。

過失割合は2対8で示談をして、解決いたしております。

市の過失割合による負担分の損害額23,274円は、市が加入いたしております市有物件共済会から補てんされております。水道課は業務上、庁用車の運転機会が多いので、職員の安全運転につきましては、日ごろから十分注意をいたしておりますが、今後このような事故が起きないように、安全運転に一層の注意を払いたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

簡単ですから、自席からお願いします。

今回交通事故の損害賠償ですね、このごろ交通事故でこういう形で出されるのが珍しくなくなったと言ったらおかしいですがね、そうだと思います。またかと思いながら議案書見たわけですが、その都度担当課長からは今後このようなことがないように注意をしますという発言がっておりますが、私は何なのかなという気がするんです。いろいろ考えられると思います。それぞれが不注意だったと言ったらそれまでですがね。

今の非常に仕事が複雑な中での疲労だとか、精神的疲労、肉体的疲労だとかいろいろあると思いますがね、私は昨年から特に職員の方たちの健康管理の問題なども指摘をし、調査もしてきましたけど、そういういろんなものが関連してくるんじゃないかなと、非常に心配するわけですね。そういう面で、ただ単なる交通事故を起こさんようにというような、そういう指示というんですか、指導というんじゃなくて、やっぱりいろんな面から職員の人たちの精神的な健康管理といいますか、肉体的健康管理、その点についてを十分に私はさらに強化しながらやっていく必要があると思いますが、またかというようなことがないように、これはもうこの場合は両方の不注意もあったかありませんが、幸い人的なひどい被害がないので幸いしていますが、その点について市長、今後職員に対してどういう対応をされるのか、御意見お聞かせください。

○議長（小池幸照君）

出村総務部長。

○総務部長（出村素明君）

お答えをいたします。

職員の交通事故に対しましては、議員御指摘のとおり、毎年こういうような事案でお願いをするというような形になっておりますが、日ごろからこの交通事故防止といいますか、このことにつきましては、全職員を対象とした交通教室の開催なりというようなことでも注意の喚起をいたしているところでございますけれども、残念ながら完全にというわけにはまいません。もちろん、ケースの中には不可抗力ということもありましようし、なお一層、このことについては意を用いていきたいというふうに思います。

あわせて職員の健康管理ということでございますけれども、このことにつきましても日ごろから産業医の配置をして、毎月の健康診断なり、あるいは定期的な健診というようなこともやりながら進めているつもりですけれども、これにつきましてもさらに健康診断等の充実といたしますか、というふうなことも含めて、なお一層努力をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

お諮りいたします。議案第25号から議案第32号まで8議案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって議案第25号から議案第32号までの8議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案第25号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

議案第25号 専決処分の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。議会の承認を求めます。

議案書は2ページから9ページでございますが、別冊の説明資料で御説明をいたします。説明資料の1ページをお願いします。

かなり多項目にわたっての改正でございますので、要点だけ御説明をいたします。

第19条、これは地方税法の改正による項ずれの改正でございます。

第31条第2項、これは法人税の均等割の課税対象から政党交付金の交付を受ける法人である政党、または政治団体を除外する改正でございます。これは法人税の均等割を課さないということに改正がされているものでございます。

132条の第2項、これは地方税法の改正による項ずれの改正でございます。

附則第6条、これは株式配当等に係る配当所得については、翌年度に所得割で総合課税を

していたものが、租税特別措置法の改正により総所得金額に含まれなくなるため削除とするものでございます。したがいまして、これは県民税となり、市町村へは県からの交付金として交付される改正でございます。

附則第6条の2、附則第6条を削除したために、租税特別措置法による法律番号を加えるものでございます。

3ページ、附則第11条の見出しでございます。

平成15年度評価がえの実施により、平成15年度から平成17年度までの負担調整を行うための改正であります。これは前回同様の措置の維持でございます。

附則第11条の2項は、平成15年度の評価がえによる平成16年、または平成17年度における土地の価格の特例についての改正で、前回の評価がえによる特例を維持したものでございます。

4ページをお願いします。

附則第12条、15年度の評価がえによる宅地等に係る負担の調整措置を15年度から17年度も行うという改正でございます。これは14年度までということでもございましたけれども、これを15年から17年までの継続をするということでもございます。

附則第12条の2項、これも前条同様、平成15年度から平成17年度までの商業地等に係る課税標準額の上限、評価額の70%で課税しておりますが、これを維持するという改正でございます。

附則第12条の3、これは前回の評価がえのときの措置と同様、宅地等について平成15年度から17年度については、法附則第18条3の規定を適用しない。これはみなし方式という方式でもございましたけれども、これを適用しないという改正でございます。

次、5ページ、附則第13条の2、これは価格の下落の著しい宅地評価土地に係る税負担の据え置き措置を引き続き平成15年度から17年度まで行うという改正でございます。これは価格下落率は過去3年間の価格下落率を用いる方式に改正をするという改正でございます。

次、6ページをお願いします。

第15条の2、これは特別土地保有税の課税の特例でございますけれども、法附則第15条の2、特別土地保有税の課税の保有分に係る税額算定に当たり、税額から控除する固定資産税相当額の特例を平成15年度から17年までに行うという改正でございますけれども、これは後ほど出てまいります特別土地保有税の課税を停止するという条項でございます。

7ページをお願いします。

附則第19条、附則第19条の2の改正による項番号のずれでございます。

附則第19条の2、これは平成14年度の9月議会で改正をお願いしていたところでございますけれども、今回は上場株式の譲渡所得についての特例期間の延長と申告不要、これは都道府県民税の特別徴収ということになる改正でございます。これ前回、9月議会では上場

株式の譲渡所得については、それぞれの証券会社の口座を有することによる申告を不要ということになっておりましたけれども、今回その追加改正でございます。

次、8ページをお願いします。

附則第19条の5、附則第19条の2及び租税特別措置法の改正に伴う項ずれの改正でございます。

次、9ページをお願いします。

附則第20条、これは地方税法施行令、租税特別措置法の改正に伴う項ずれ等の改正でございます。

次、10ページをお願いします。

附則第20条の2、これは先物取引による課税特例期間の延長と、商品先物取引に改め、地方税法施行令の改正に伴う項ずれ、先物取引所得に係る税率を4%から3.4%に改正するものでございます。

次、11ページです。

附則第20条の3、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を認める規定を新たに設けるものでございます。

附則、施行期日でございますけれども、第1条、この条例は、平成15年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。今、御丁寧に御説明いただきましたが、全くわかりません。結論的に一括して申し上げますが、このことが市民にとってどういう影響があるのか、まず、わかりやすく聞きたいと思います。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

20番議員にお答えいたします。

まず、租税特別措置法の延長によります期間延長ですね、15年から17年まで延長されることによる固定資産税の減免規定、これが延長をされるということになりますから、これは市民にとってプラスということになるかと思えます。

それから、特別土地保有税の改正でございますけれども、これは課税を停止するというところでございますから、特別土地保有税については課税をされない。鹿島市では1件でございますけれども、税額で約100千円程度の税が課税をされないということになる改正でございます。

ます。

失礼しました。もう一点、商品先物取引が先物取引になったということでの改正でございますけれども、これは有価証券等による取引についても課税がされるということでございますが、本市におきましては、課税対象者は今のところございません。

それから、上場株式等の取引による課税が、これが市町村には申告をしなくて、県で特別徴収をするということになりますので、この手間は省けるかと思えます。したがって、市町村での申告不要、県が特別徴収をして、県からの交付金という形で市町村には入ってくるようになる改正でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。ただ、今回この問題が専決処分という形でされておりますがね、時期的に専決処分をしなくちゃできなかったのかどうかですね。3月議会の閉会が3月25日だったと思えますが、こういう問題は、私だけがわからんとかもわかりません。議員の方は皆さんよくおわかりかもわかりませんが、そうじゃなくても、やっぱりこういう問題については、もっと私たちとしても勉強もしたいし、市としてのいろんなことも聞かせてもらいたいと思えますが、専決処分をしなくちゃならなかったのはどういうわけなんですか。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

お答えいたします。

これは法律の改正が3月に行われたと。それで市町村の条例改正が今回にずれ込んだと。施行期日はともに15年の4月1日ということでございますので、あえて専決処分に対応したということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに国との関係の時期的な、日程的な問題あると思えますが、3月といっても、3月もいろいろあるわけで、議会閉会后ではなかったと思えますが、そういう意味からするとですよ、私はこういう問題を専決処分で終わらせるということじゃなくて、やっぱり議会の中で住民にプラスであろうとマイナスであろうと、十分に論議をするという場をつくっていただいて、そして取り組んでいくのが本当だと思えますがね。

もう一度お尋ねしますが、3月のいつの時点で改正になったのか。その法律の改正で、議

会なり間に合わなかった場合に、例えば、4月にずれ込んででも臨時議会でも私は開くべきだと。すべて専決処分については、よっぽどでない限りは、そうすべきだという考えは持っていますが、その点いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

お答えいたします。

私たちのところにこの準則が届いたのが4月の恐らく初旬だったと記憶をしております。それで、県内——県内といいますか、これは全国どこでも一緒だと思いますけれども、ここにつきましては、全自治体で専決処分をやったという経緯でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の説明では、手元に届いたのが4月の初旬ということなら、施行日からもう既におくれていますよね。じゃおけているならですね、臨時議会もしたって、どうせおけているわけですから、そういうことできないわけですかね。私はそうしてもらいたいなど。その前に臨時議会、できればすべきですが、例えば、4月1日の施行日までどうしても間に合わせんといかんと、ぎりぎりに来たけん専決処分をしたというのとまた違いますよね。その面で——というのは、やっぱり十分に議会で論議できるような場をつくるのが本当だと私は考えますので、こういうことを申し上げておりますが、4月初旬に来たのなら、どっちみち待って、臨時議会ということではできなかったのかどうかお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

お答えいたします。

これは地方税法の改正というものは国が行うものでございます。そのとおり、準則が来まして、この税条例を地方税法にのっとった税条例の改正をやるわけでございます。したがって、地方自治体で議論の余地はないものと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

質疑は3回までとなっております。3回で終了しておりますので、（「もう一回だけ……」と呼ぶ者あり）じゃもう一回許します。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今のとでしたらね、地方では論議をするあれはないようなことをおっしゃいましたがね、

形式だけ、ほかのだってありますよね、国からそのまま流れてきたものを地方ですというのはね。今の課長の答弁は私は納得いきません。まだあれですが、もう時間がないということですから申しませんが、地方議会はじゃ何なのかと。国から流れてきた法律だって、ここで鹿島市の条例として定めているわけですから、議会で論議するのは当然ですよ。何なら今まで私たちがしたのは形式だけなんですか、それじゃ。納得いかないですね。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

お答えいたします。

先ほど私が申し上げたのは、この地方税法により、この条例の準則を示されております。ただ、この準則以外に地方で特別の措置を講じた場合については、これはそれぞれの地方自治体で議論の余地があるものであると、こう考えております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

以前に鹿島市環境美化条例、鹿島市を美しく守る条例のときに、罰則をできるだけ私はもう強くするべきだということでもいろいろ検討いたしました。ところが、上位法に当たる国の法律、これの範囲を超えることはできないと、こういうことを議会でも説明をしたと思います。今回の場合は、いろんなケースがありますから、ただ、この今回の場合は、国の法律の税法ですね、これを市の条例で形式的にやっぱり追認をするという形でのかけ方であるというふうに私も思っております。したがって、この今回のことを、じゃ国がこう決めたことを地方が否決をするとか、こういう性格のものではないと思います。ただ、いろいろな議論を尽くしてですね、やはり市民の皆さんに十分理解をしてもらうという意味において、ここで十分議論は尽くすと。そしてどうしても納得できないならば、徹底的にやっぱり執行部と議会の皆さんがここで住民のかわりに議論をしながら、納得できない部分は納得できない、納得する分は納得すると、こういうことはやはり十分していく必要があるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

先ほど国の法律の可決された期日を申し上げていなかったですけれども、これが3月24日可決、3月31日公布ということでございます。これは後ほど出てきます、後の26号、27号議案にも関係をしてまいります。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第25号は提案のとおり承認されました。

日程第4 議案第26号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第26号 専決処分事項の承認について（鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する等の条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

議案第26号 専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する等の条例について御説明をいたします。

議案書は10ページから12ページでございますが、鹿島市総第97号、平成15年5月13日付で送付をいたしました追加資料で御説明をいたします。

1枚の説明資料が届けられていると思います。この新旧対照表でございましてわかりやすいように、真ん中に特別土地保有税審議会委員、日額5,100円という旧条例では上がっていると思いますけれども、新の方では、この特別土地保有税審議会委員が削除されていると思います。これは先ほど御説明をいたしましたように、特別土地保有税の免税土地に係る納税義務の免税の認定について、特別土地保有審議会への付議要件が廃止されたことにより、鹿島市特別土地保有税審議会条例を廃止し、あわせて非常勤特別職の報酬の表中、特別土地保有税審議会委員の項目を削るものでございます。

なお、この条例は、平成15年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 専決処分事項の承認について（鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する等の条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第26号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第27号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第27号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

議案第27号の専決処分について御説明申し上げます。

議案書13ページでございます。

今回の専決処分につきましては、地方税法の一部改正に伴い、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、介護納付金の付加限度額を70千円から80千円と条例改正するものと、ほかに条文の整備を行うものでございます。

議案書の15ページをお開き願いたいと思います。

別冊の説明資料では、13ページから条例の新旧対照表を掲げておりますので、参考に見てもらいたいと思います。

議案書の15ページでございます。

この改正する条項は、第5項目から成っているかと思えます。

まず、第2条第3項中、世帯割平等割の括弧がそこについておりますが、これを取り除くための整備でございます。それと「7万円」を「8万円」に改正するものでございます。

次、第13条中でございますが、これは先ほどの第2条の関係に伴いまして、減額の条項でございます。「7万円」を「8万円」に改めるものでございます。

それから、第14条中でございますが、これは保険税に関する申告の条項でございまして、条文の整備を行うものでございます。

それから、附則第7項でございますが、これにつきましては、税務課長も先ほど説明がございましたですが、商品先物取引を商品を除く条文の整備を行うものでございます。

次に、附則の第8を追加いたしておりますが、これにつきましては、地方税の課税の特例条項でございますが、先物取引に係る繰越控除を一定要件のもとで認めるという条項でございます。

次に、附則といたしましては、第1から4項まで掲げておりますが、ページ16ページまでになろうかと思っておりますが、施行期日ほかを掲げているものでございます。

それから、これは該当者でございますが、大体10千円上がることとなりますが、14年度の参考でいきますと、大体80人程度になるんじゃないかと思っております。それで本来ならば補正予算も掲げるのが当然でございましょうが、御承知のとおり申告が終わったばかりで、確定次第、補正もお願いいたしたいと思っております。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。今回出されております三つの案件については、先ほどから説明があっておりますように、国で決められたことだということは重々承知の上申し上げております。先ほど市長がおっしゃいましたように、議論を十分に尽くすということをやっぱりしなくちゃいけないということで、私は専決処分というような形をとるべきじゃないということをお願いしているということは御理解いただきたいと思っております。

次に、質問ですがね、大体どれぐらいの影響があるのかなと思いましたが、先ほど10千円で80人程度ということで、全体が結局70千円が80千円ということに変わることで、そう理解をしていいわけでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

松尾議員がおっしゃるとおり、80人影響、これは予想でございます。15年度の予算編成するときの資料に基づいた、確定した数ではございませんが、大体80人程度が限度、オーバーする形じゃないかと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

専決処分の取り扱いといいますか、考え方、運用の仕方ではありますが、先ほど西本課長の方から説明いたしましたように、法律で可決をされたのが3月下旬と。その法律によって4月1日から施行するというふうになっております。これを臨時議会を招集して、そしてするという時間ありませんし、法律が4月1日から施行されるのに、鹿島市の条例が4月1日から施行されないということになりますので、専決処分をして、とりあえず条例の方も施行して、専決処分に対して後で御議論をいただくと、こういうふうなやり方でやっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほどの影響というのはわかりましたが、今国民健康保険税については、社会保険から国民健康保険税に移り変わっている人が非常にふえているのは事実ですね。特に移り変わっている人たちというのは、会社が縮小されたり、それから会社自体が実際に経営はしているけど、国民健康保険税に変えるということで、社保をやめるということとか、リストラなんかで仕事がなくなった人というのが国保に変わってこられているわけですが、そういう中で、今回こういう形でまた対象金額というのも変わってくるわけですけどね。対象金額ておかしいですね。金額の変更があっているわけですが、大体今の国民健康保険税の動向といいますか、そういう今の大きな社会情勢の変化の中で、国民健康保険税の収支といいますか、その辺がどういうふうな状況になっているのかというのが、それとやっぱり介護保険の関連も出てきまして、未納などがふえてきますと、介護保険との関連も非常に大きな問題になると思いますが、その点について説明できれば御説明をいただきたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

税率、税の方で御質問でございますので、私の方からお答えをいたしますけれども、平成14年の9月の改正だったと思います。これは給与特別控除の20千円を廃止する。それから公的年金の控除額の170千円を廃止するという条例が出されていると思います。これはみなし規定で適用していた分が廃止をされた。それからもう一つは、土地取引等の場合の控除後の額で、所得で税を算定するという条項ということ、それからもう一つは、青申、白申の場合の専従者控除後の額で国民健康保険税の算定をするという、この四つの改正をさせていただいたと思います。これで国民健康保険税が約60,000千円程度減額になっております。

したがって、国保の税としては60,000千円の減額ということでございますから、当然

今までの税率で運営をしていたということになりますと、これは60,000千円赤字ということになるかと思えます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

あとは外れますので、あとの機会にいろいろ論議をさせていただきたいと思いますが、先ほど市長の方から一言おっしゃいましたので、確かにその仕組みというのはわかります。やっぱり国のあり方も問題があると思うんですね。してすぐということですね。ただ、先ほど市長は4月1日から施行しなくちゃいけないからということですが、国から来たのは4月初旬ということですから、そこのずれも出てくるわけで、矛盾が出てくるわけですね。その点については、今後の、これは今までも一環してそういうことは申し上げてもきたと思いますが、ここだけの責任というんじゃないのはわかりますが、ただ、再度申しますが、議論を十分に尽くすべきだという立場で、私は今回の専決処分、特に問題が問題ですので、反対の態度をとっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第27号は提案のとおり承認されました。

日程第6 議案第28号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第28号 専決処分事項の承認について（平成14年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。唐島財政課長。

○財政課長（唐島 稔君）

議案第28号 専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

別冊の平成14年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）で御説明をいたします。

この補正予算（第6号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日付で市長の専決処分により、予算の補正をいたしたものでございます。

今回の補正は、歳入では地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税のうち特別交付税などのそれぞれについて交付額や譲与額の確定に伴い、増減額計上いたしております。また、市債は事業費が最終確定したことにより、増減調整しながら、総額では増額といたしております。

歳出では、後年度の財政負担に備え、減債基金への積み立てを行うため、総務費を増額するとともに、事業費の確定に伴い、土木費を増額いたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,309千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,520,555千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」のとおりでございます。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

2ページから4ページまでの説明は省略をいたします。

5ページをごらんください。

第2表 繰越明許費補正につきましては、追加分として非常備消防の団員用帽子の作成で、年度末には納入が完了するように精いっぱい努力をいたしておりましたものの、受注業者とのやりとりに不測の日数を要し、年度内の納品が見込めず、新規に明許費の設定をお願いいたしましたものでございます。

また、変更分につきましては、辺地道路整備事業の起債額が3月下旬にしか確定しなかったことから、その事業費を変更いたしております。

6ページをごらんください。

第3表 地方債補正につきましては、変更分として4事業を掲げておりまして、いずれも事業費の確定に伴うもので、主なものは、ただいま申し上げました辺地道路整備事業費の大きな増となっております。

補正前の額406,200千円に11,400千円を増額し、補正後の額を417,600千円といたしております。

それでは、補正の内容につきまして、一般会計補正予算（第6号）説明書に基づき御説明を申し上げます。

7ページと8ページの説明は省略をいたします。

9ページをごらんください。

歳入でございますが、2款. 地方譲与税、1項1目. 自動車重量譲与税につきましては、譲与額の確定に伴い12,973千円を増額いたしております。

10ページをごらんください。

同じく2款2項1目. 地方道路譲与税も譲与額の確定により16,504千円を増額計上いたしております。

11ページをごらんください。

3款1項1目. 利子割交付金は、今日の低金利の状況から交付額も大変低い水準となっております。

12ページをごらんください。

4款1項1目. 地方消費税交付金も確定により27,986千円を増額いたしております。

13ページをごらんください。

5款1項1目. 自動車取得税交付金につきましては、平成8年度の1億円をピークに60,000千円台まで落ち込んでおります。

14ページをごらんください。

7款1項1目. 地方交付税は、このうちの特別交付税につきまして70,491千円を増額いたしております。特別交付税につきましては、風水害、雪害等の自然災害のほか、当該地方公共団体の特別な財政需要に基づき交付されるもので、去る3月18日交付決定を受け、前年実績対比5.3%減の970,491千円となっております。

15ページをごらんください。

15款. 繰入金、1項1目. 基金繰入金につきましては、このうち公共施設建設基金を6月補正で蟻尾山公園の用地取得に充てることといたしておりましたが、この取り崩しを中止し、一般財源といたしております。また、財政調整基金につきましては、当初予算における収支不足から5億円を充てることといたしておりましたが、3月補正までにこれを残り80,000千円まで圧縮し、今回最終的にこの基金の取り崩しを全額中止することができました。

16ページをごらんください。

18款1項. 市債でございますが、6ページで御説明いたしましたとおり、2目. 土木債から3目. 教育債までにつきまして、事業費の確定に伴い、増減調整いたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

17ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、4目. 財産管理費は30,000千円を増額いたしております。これは後年度の財政負担に備え、必要に応じて市債の繰り上げ償還や通常の償還に充てるため減債基金に積み立てをいたすものでございます。

18ページをごらんください。

8款. 土木費、2目. 道路橋りょう費、3目. 道路新設改良費につきましては、申し上げましたように、辺地道路など道路整備事業費の確定による地方債の増減調整に伴って、財源の組み替えをいたしております。

19ページをごらんください。

8款. 土木費、5項. 都市計画費、4目. 都市公園費は、蟻尾山公園事業費の確定により、地方債の調整と公共施設建設基金の基金の取り崩し中止に伴う財源の組み替えでございます。

20ページをごらんください。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 学校管理費につきましても、七浦小学校大規模改造事業費の確定による地方債の減額に伴って、財源を組み替えております。

21ページをごらんください。

14款. 予備費につきましては 7,818千円を減額して調定をいたしております。

なお、22ページの地方債の現在高調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項につきまして、御承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

8番橋川です。1点だけ質問したいと思います。

繰越明許費の消防費のことですけど、この帽子は昨年、当初予算でついたと思います。それで、消防団員の皆さんに頭のサイズをはかって、夏の夏季訓練には来るかなあというふうな話をしておりましたが、それが来ないで、また冬にも来ないでということで、これは消防団員も年々入れかわるわけですね。それで頭のサイズをはかって、その人のサイズがもう今やめておられる可能性もあるわけです。そういうことで、この当初予算ついた時点で、もっと早くできなかったかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えをいたします。

消防団の方々の訓練のときに使用していただく帽子の作成でございます。今御指摘のとおり、14年度中につくろうというふうなことで、当初認めていただいていた予算を12月に発注をしたと。非常にこれは私どもの本当に申しわけなかった、怠慢と言っていいと思います。それがおっしゃるようにもう3月、しかも、3月末にできなくて、繰り越しまでお願いしているというようなことでございます。これはもう一言で申し上げまして、私どもの反省すべ

き点だというふうに思っております。

そのことで12月ぐらいに発注いたしまして、じゃ3月末にはできるだろうというふうなことで進めておったんですが、我々が予定しておりました仕様と実際の見本とが食い違いが出てきた。ここに加えて食い違いが出てきたと。そういった事態になってしまいまして、まことに申しわけございませんけれども、年度内に完成ができず、繰り越しをお願いいたしたいというふうなことでございます。この点は十分反省をいたしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

注文のした月が12月ぐらいということで、とにかく、当初予算からして何で12月までも引張っていったの注文なのか。やはりそこで素早く私は夏前に頭のサイズのあれは全部調べたと思っております。それで、やっぱりこういうふうに当初で予算がついて、もうできるものはもう早目にやっていくというようにしていただきたいと思っております。また、今年度は消防団の夏のTシャツですか、これも今度ついておりますし、これもちよっと要望ですけど、紫外線のあれもありますから、半袖じゃなくて長袖ですよ、夏の訓練までにはひとつぜひ配布ができるようお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

このことは先般ですね、私もちょっと気づきまして、今言われたとおりのことを私も感じました。担当の部長と、それから当時の課長と今の課長と呼びまして、どうしてこれがこういう結果になってしまったのかをちゃんと報告せろと。場合によっては、懲罰委員会にもかけるぞと。これはうやむやにしたらいかんと。今後絶対こういうことがないように、私は最高責任者として対応をしますので、その結果はまた後でお知らせします。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 専決処分事項の承認について（平成14年度鹿島市一般会計補正

予算（第6号）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第28号は提案のとおり承認されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後2時から開きます。

午前11時25分 休憩

午後2時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第29号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第7、議案第29号 鹿島市・太良町合併協議会の設置に関する協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、議案第29号 鹿島市・太良町合併協議会の設置に関する協議について説明を申し上げます。

議案書は19ページでございます。

本議案につきましては、市長の提案理由の中でこれまでの経緯及び本市の合併についての基本的な考え方について詳しく説明がありましたので、私の方からは事務的な流れを中心に説明をさせていただきます。

御承知のように、平成15年3月28日に塩田町の方から武雄市側の方へ参加をするという正式な回答がありました。そこで、同日に鹿島市と太良町の首長会議が開催され、今後鹿島市と太良町の1市1町の枠組みで合併協議を推進していくことが確認されたところでございます。これを受けまして事務段階では4月1日から任意の協議会の立ち上げ作業を開始いたしました。そして、4月7日には鹿島市と太良町の1市1町で任意の合併検討協議会を正式に設置したところでございます。

この任意協議会では、これまで2回の協議会の開催を初め、市長、町長会議、幹事会を開催しながら法定協議会設置に向けて準備を進めてまいりました。このような中、先般5月6日に開催いたしました市長、町長会議で議会提案に必要な議案、あるいは規約等について双方の確認が得られましたので、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく協議会設置のための最終的な準備が整ったところでございます。

そこで、本日、鹿島市・太良町合併協議会の設置について鹿島市と太良町で協議をしたい

ので、地方自治法第 252条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、別紙、鹿島市・太良町合併協議会規約について説明を申し上げます。

議案書は20ページから22ページとなります。

第 1 条は、協議会の設置についての根拠法を規定したものでございます。

この条の規定により、この協議会は法に基づいて設置されるということになりますので、この点が任意の協議会とは大きく異なるところでございます。

第 2 条は、協議会の名称を鹿島市・太良町合併協議会とする規定でございます。

第 3 条は、協議会の事務の内容についての規定でございますが、合併特例法第 3 条第 1 項の規定に基づき、この協議会は合併に関する協議及び新市の建設計画の作成等を行うことを定めているものでございます。

第 4 条は、協議会の事務所は、会長の属する市又は町に設置するという規定でございます。

第 5 条は、協議会の組織は、会長、副会長及び委員で組織するという規定でございます。

第 6 条は、会長及び副会長の選任及び職務についての規定でございます。

第 7 条は、委員については、鹿島市と太良町のそれぞれから首長、助役、議長、議会選出議員の 4 名と長の推薦する学識経験を有する者 6 名及びその他、長が協議して定めた学識経験を有する者 2 名——これは具体的には県職員の派遣の 2 名を予定しております——の 2 名以内をもって充てることを規定したものでございます。これによりまして全体的な委員構成は22名以内ということになります。

第 8 条は、会議の招集についての規定でございます。

第 9 条は、会議の運営方法についての規定でございまして、半数以上の委員の出席がなければ会議が開けないといったことなどを規定しております。

第10条は、小委員会の設置運営等に関する規定でございまして、協議会は必要に応じて、その調査、審議事項を小委員会で行うことができるとしたものでございます。

第11条は、事務局についての規定でございます。

第12条は、事務局職員についての規定でございまして、現在は協議により鹿島市から 4 名、太良町から 3 名を派遣していますが、本日議案を可決していただければ、加えて県から 1 名の派遣を要請することとなっております。

第13条は、幹事会の設置に関する規定でございまして、この幹事会につきましては、協議会に諮る案件について事前に協議し、調整を図るものでございます。

第14条は、経費については、1 市 1 町が協議して負担するという規定でございまして。

第15条は、監査についての規定でございまして、具体的には鹿島市と太良町の代表監査委員のお二人に就任していただくことになるかと思っております。

第16条は、財務に関する事項についての規定であります。具体的には会長が別に財務規定を定めて実施していくということになります。

第17条は、費用弁償については必要に応じて旅費等を支給するという規定でございます。

第18条は、協議会解散の場合の措置についての規定でございます。

最後の第19条は、補則規定であります。この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとしたものでございます。

なお、この規約は、平成15年5月29日からの施行の予定でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

大変、市政の重要かつ緊急の課題になっております合併協議会についての議案でございますが、さきの議会では2市4町案が本議会で否決をされるということで、それが崩れたということで、選択肢がもう既にその後の過程も隣の町との関係もございましたけど、太良町さんとの1市1町の合併の選択肢しか残っていないという状況下での本議案の審議ということになっておるわけでございますが、市民の今の感覚の中にはですね、まあ、挫折感といいますか、それに似たものがあるかと思いますが、いろいろ先ごろ6地区で住民説明会をされてきました折に市長の方からその経過について説明をされてはおりますが、圧倒的多数の市民がその過程を十分まだ情報として得ていない。説明を十分受けていないという状況の中での本日、議会での審議という環境にあるわけでございますが、かつての2市4町案を協議される折に市長が座長を務めておいでになったということですね。その審議の過程は私は承知をいたしておりますが、本市議会並びに太良の町議会でこれが否決をされた折に新聞記事が載っておりました。その中に最後に桑原市長のコメントに、私としては旧来の行政の歴史的な流れからすれば、1市3町、あるいは1市2町になるのかわかりませんが、藤津、鹿島を軸とした合併を私の個人の気持ちとしては持っておったということをコメントされておりました。そこら辺がですね、武雄あたりの、まあ、こうした形で担当される行政、あるいは議会の関係者からはですね、議長を務めておった、座長を務めておった桑原市長に何か無用にこの約半年間にわたって議論をつき合わされて、何か不信感が残っておるとい話も直接、間接に聞くわけですが、その経過について、まず御説明を、これは市民の皆さんにいただくという意味でお願いをいたしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっとその新聞記事を確認させていただきませんか。私は従来ですね、従来というか、一番初めは1市3町が自然であるというふうなスタンスはこの議会でも申し述べておりましたが、2市4町がだめになったとき、どういう状況の中でそれが本当とすればそういう発言

をしたのか、ちょっと確認をさせてください。その新聞記事はお持ちですか。（「スクラップしか持っていませんが」と呼ぶ者あり）何月の何日ですか。（「本議会が否決をした直後だと思います」と呼ぶ者あり）ちょっと暫時休憩をお願いします。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 11 分 休憩

午後 2 時 16 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今言われたような意味は全く言っておりません。

ここで文書を読みます。これは佐賀新聞です。「否決後、会見で鹿島市の桑原允彦市長は「（以前研究会で協議していた）鹿島市と藤津郡 3 町の原点に戻りたい」と表明。」と、そういうふうになっております。

○議長（小池幸照君）

16 番 谷口良隆君。

○16 番（谷口良隆君）

原点に戻りたいということですので、それは 2 市 4 町からの流れとして 2 市 4 町案の以前の発想の段階に戻りたいというところに戻られたと思うんですが、今回の提案理由説明を見ても、先ほどまでの 6 地区での 1 市 1 町案に対するこの説明会での話をお聞きしてみて、この提案理由説明要旨の 3 ページの下から 6 行目ぐらいのところを見ますと、「一つは、合併は住民の総意で決めるべきであるということ。そしてもう一つは、できるだけ多くの住民の皆さんの意見を聞いて進めるということです」と。2 市 4 町案のときにはそういうふうな姿勢をとられてきておったわけですね。要するに、市民の民意を大切にしたいということで枠組みを決めたいというふうにしてありますけど、今度の 1 市 1 町にかかわる見解を見ますと、5 ページになりますが、ここでは下から 8 行目ぐらいからですか、その姿勢ですけど、したがって、交付税が減っても市政運営ができるようにするためには、これは条文がずうっとありますが、ここからが姿勢の違いですけど、「規模の大小にかかわらず、合併をし、合併を機に大幅な合理化を図ることが必要であると思います」というふうに述べられております。

この 1 市 1 町をこれから取り組むときの姿勢はですね、行政のスタンスとして、桑原市長のスタンスとして合併を前提として議論を進めていきたいというふうに姿勢が変わられておりますが、そういうふうな一つの流れから組んでみてですね、従来から桑原市長は 2 市 4 町

案当時まではみずからの意思は示されないまま、今読み上げられた後段のコメントで当時の藤津・鹿島の流れに戻りたいというとき初めて自分の気持ちを表明されましたですね。今度は1市3町という藤津・鹿島の流れにはなりません。嬉野、塩田は武雄側につかれるという最終決定がして、選択肢がもう1市1町しかなくなったわけですね。そういうふうな中で今度の場合はスタンスをそういうふうに変えられたということですが、そういうふうな流れを見るとそういうふうにはしかとれないんですよ。そこら辺どういうふうにとればいいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、2市4町案が2市4町とも全議会で可決された場合は、これは2市4町が法定合併協議会に入りますと。今後の道筋で市報にもちゃんと示しておりましたし、住民説明会の折もその説明はいたしました。この中で「1市、1町でも否決をされれば次の段階に進みます」、これはごらんになったですね、市報は。ごらんになっていますよね。（「説明も受けております」と呼ぶ者あり）そうなった場合には次には鹿島市と藤津郡内の全部もしくは一部との合併の協議を開始しますというふうが一番初めから説明をしておりました。御存じですね。（「うん、わかりますよ」と呼ぶ者あり）はいはい。そのとおりましたということです。

それで、一つはですね、今度の住民意向調査の参考意見欄、これを設けました。これは前議会でも説明をいたしましたが、全員の議員にいろいろお諮りをして、議員の意見を最大限に取り入れて参考意見欄というのは設けました。中身についても意見を聞いてですね。そして、その中身を私集計をいたしまして、そして、内容から言いますと、合併そのものに賛成であると。これは枠組みにかかわらずという意味になります。それから、2市4町には反対だが、鹿島市と藤津郡内の全部もしくは一部の町との合併になら賛成と、この二つ合わせて50.1%に参考意見でなっております。そうしますと、私は鹿島市と藤津郡内の全部もしくはいずれかの町となら合併なら住民は賛成をしているんだと、こういうふうにとめておりますので、新たな住民説明会というのは私はしなくて済むんじゃないかという判断をしております。1市1町についてのですね、そういうふうにしております。住民が賛成しているわけですから。

それから、もう一つは今回の1市1町の場合と2市4町の場合の協議の段階での大きな違いは、2市4町の場合は合併そのものの是非という議論と、それから枠組みに対する議論と非常に交錯しておったと思うんです。特に枠組みについては当初からこれでいいのかとか、いやこれでいいのか、いろんな意見がありました。そういう中でしたので、私はあえて自分の意見は言わなかった。

もう一つ、自分の意向を示さなかった理由はですね、結局、住民意向調査をすると約束しているのに、そして、私は市長選での公約で住民の皆さんの意向を調査して、それを参考にして事を運びますということをおっしゃったから、意向調査をする前に、そういう公約をしている中で私が賛成とか反対とかは言うべきではないと。そういうことで私は2市4町の場合は枠組みに対する議論というのは非常に多かったわけですので、言いませんでした。それが意向調査をするに当たっての市民に対する私は一つのスタンスだというふうに考えておりました。

そして、もう一つ、1市1町の場合は合併を前提にと。これは皆さん方自体もこの合併問題に対しては初めからも合併反対とか賛成とか決めておった方もおられると思いますが、私の場合は少なくともいろんな変遷がございました。一昨年の9月議会でしたか、私はこの議会で、議場で、そのときは谷口議員もおられたと思いますが、私自身は気持ちとしては合併したくないですと、せんで済むことないばと。ただ、果たしてそれで済むのかということをおっしゃって、今から合併に対する議論をしなければいけないというふうに思いますというふうに私は答えております。そういうところからずうっと私はこの合併問題に対して自分の考え方というのを少しずつまとめていったと、そういう変遷があるわけです。そういう時間経過の中で国の方針というものも当初よりかなり今厳しく、地方にとって厳しく受けざるを得ないような、つまり合併に傾斜せざるを得ないような方針を次々に打ち出してきたと。そういう流れの中でこれは規模の大小にかかわらず、やっぱり合併というのは必要なんじゃないかと、こういう考えに至ったということでもあります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ここの部分は市民の感覚としては、今そういうふうな説明をされますので、その事実経過については説明を受ければ了解はできるかも知れませんがですね、その流れというのは、まだほとんど一住民の心のものには浸透していないと思うんですね。そういった点での一つの説明責任を果たされていないというふうに思うんです。2市4町がどういう理由で、市長はこの間の6地区の説明会がエイブルであったときには、挙げて議会が否決をされたからというふうに言われましたけど、市長は今いみじくも言われるように、できれば合併しなくても鹿島市独自で生きていけるならばそれでいいという考えも片方にあつたと。しかし、自分の当初の合併を前提とするならば、藤津・鹿島、従来からの行政の流れを基本に考えたいという気持ちも持たれたですね。しかし、県が与えた枠組み、あるいは杵島6町が先行して枠組みを決めてしまった。そういう流れで2市4町に座長としてかかわってこられた。その結果として崩れた。そして、嬉野、塩田さんは武雄の方につかれる。残ったのはもう鹿島と太良しかない。やっぱりそこに挫折感といいますか、敗北感といいますかね、やっぱり市民

の感情としてはそれが残っておるんですよ。これに対する説明が十分できていないということを私は一番、これだけ重要な課題を処理していこうというときに説明が果たされていないというところに今私が問うている問題なんです。そこら辺どうされますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市報でも説明いたしておりますし、今回、住民説明会であるその経過についてはお話をしております。また、この住民説明会についてはCATVでも今放映をされておりますので、そういうところで徐々に理解が進んでいくでなかろうかというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、この件は徐々にということでございますので、私は徐々に自然の流れるままに今の市民の感覚、感情にこたえていくというのはむしろ積極的にそういうメディアに頼ることなく、行政の媒体を通してやっぱり説明をしていくということを私は御要望を申し上げておきたいと思えます。

次、二つ目ですが、ただいまもう既に答弁をされたような嫌いもありますが、今回は1市1町で合併ありきというふうにされておりますけど、今日残されておる選択肢は1市1町です。私も1市1町の合併を探るという意味では反対はいたしません。可能性はぜひともとことん探っていただきたいというふうに思います。2次合併というのがあれば、そのときまた大きな合併議論が生まれるかも知れません。だから、この与えられたチャンスというのは最大限模索をしていただきたいというふうな立場をとりますが、1市1町案は住民としてはもう意向調査をする必要はないというふうに今市長は答弁をされましたけど、1市1町案に対して市民がどういう意向を持っておるのか、1市1町しか残っていないならば、その選択肢でやるべきだというふうに持っておるのか、あるいは全国ではどこやったですかね、東北あたりやったですかね、一たん枠組みを否決したけども、もう一遍もとのさやに戻ろうではないかという再決議をしたところもありますけれども、この間の否決から、一時不再議の原則からしても数カ月後にまたそれをぶり返すということはないかも知れませんが、鹿島市の商工団体あたり、有力なそうした団体からはそうした声もあるわけであって、必ずしも1市1町案が全幅の信頼を持って市民の負託にこたえるその枠であるというふうには断言はできないと思うんですね。そういった意味では1市1町案にしても合併協議会としては法定合併協議会進めていくにしても、住民にその意向を問うというチャンスは必ず私は与えていただきたいと思うんです。

対象となっております太良町さんではやられるわけですね、最終的には。住民投票条例と

いう条例措置もしてありますから、向こうはそうした法的手続をとってされますけれども、私のところがそういう形はとるかたらないかは別にしても、住民の意向調査をするというのは自然な姿だと思いますけど、そういった点ではどういうふうにお考えですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、太良町さんが最終的にされるかどうかは、ちょっとまだ時期については明言されておきませんので、初めは2市4町の案の前にしようかということも考えておられましたが、今時期については流動的です。鹿島市につきましても法定合併協議会に入る、この段階では、私は住民はやっぱりいづれ規模の大小にかかわらず合併はするべきだと考えているというふうに判断をして事を進めさせていただきたいと思います。

今後のことについては、今後十分私ども考えてみたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ということは、いづれかの時期に住民の意向を問うことも視野に入れておくという（「いや、まだそこまでは考えておりません」と呼ぶ者あり）考えていないということですか。

（「いやいや、まだ視野に入れるかどうかを今から考えるということですか」と呼ぶ者あり）いや、それは今時点で示されてもいいと思うんですけど、何ゆえに今示されないんですかね。

（「いやいや、今から考えますということですか」と呼ぶ者あり）いや、しかし、議会の本会議にこうした形でかけられるというのは法定合併協議会——済みません。やったりとったり。今、もう座って答弁があったので。次、答弁してください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

住民意向調査に対して議会でもいろんな批判的な意見もございました。そのあたりもかんがみて十分これは検討をしなければいけない問題だというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

合併というのは市の財政とか行政事務を進める上での議論だけではいけないわけで、市民の、あるいは町民の行政を一つにした場合のいろんな産業面とか文化の面とか人的な面とか、こういうものは一つになっていくわけなんです。そこに住民の意向を問うか問わないかというのは議会のいろんな思惑があるという、それは議会には一つの意思があるでしょう。議

会も個々に意思があると思います。議員22人にそれぞれ意思があると思いますが、行政としての意思がどうなのかというのを聞いておるんですが、そういった意味では私は住民の感覚としては、そうしたまさに百年の計に立った合併議論を今やろうとしておるときに住民の意向を問う方向に立つのか、問わない方向に立つのか、市長が示されないということがちょっと私は不可思議に思うんですけど、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

行政のやり方というのは住民の代表である議会、ここの意見をやっぱり反映させなければいけないと思うんです。今回確かにパーフェクトではありませんでした。それは反省すべきところは反省しております、この意向調査についてですね。そういうところもちょうと検証しながらするのかしないのか、これは考えるのが当然のことだというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

これは議会は議決機関ですので、執行部の方針、重要な方針については予算、あるいは条例事項については手続を踏まれるというのは当然のことです。しかし、執行部がその意思をどういうふうに判断をされようとしているのかという問いに、議会の意向を見てからという姿勢ではいかがなものかなど。それは市長としてこれだけの大きな事業を、こう進めていきたいというプログラムの中に住民の意向を直接聞くか聞かないのかというのを模様を見てからと、議会の動きを見てからということでは、執行部の長としてはいかがなものかというふうに思います。これは私のそういうふうな意見というふうにとらえていただきたいと思います。

それじゃ、あとはちょっと細々した事務的な質問になりますので、また改めてその機会にお尋ねをしていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。いよいよ大詰めになったなという気がしながら聞いておりますが、今回の提案で私が強く感じたのは、先ほど谷口議員の発言にもありましたが、2市4町のと今回との合併に対する市長の姿勢と申しますか、が全く違っているなという感じを受けながら私も見ました。どこのところかと言いますと、先ほどもおっしゃいましたように、2市4町のとときには、合併は住民の総意で決めるべきであるというようなことが言われておりますが、

もう既に今回に至っては、結局、交付税が減っても市政運営ができるようにするためには規模の大小にかかわらず合併をし、合併を機に大幅な合理化を図る必要があるというようなことでうたわれているわけですね。

私は今回の合併問題の取り組みについて、具体的に出ましてから1年ちょっと振り返ってみますと、以前全員協議会でも申し上げましたが、今回の合併の取り組みについて一番大事な部分が忘れられたままこの仕事に取り組まれてきたということですね。私はここが非常に大きな問題ではないかと思えます。

と申しますのは、私は議会の中の合併研究会なり合併特別委員会でも申し上げましたが、合併をすることが住民にとってどうなのかということをやっぱり具体的に私たちが調査をし研究をしながら、それにどう取り組むかということをやらなくてはいけないということを再三繰り返し申し上げてきました。このことは市に対しても申し上げてきたと思えます。

ところが、振り返ってみますと、そのことは置き去りにされ、合併ありき、枠組みがどうかということが先に走りまして、本当に住民が置き去りにされてきたというのを強く感じております。その結果というのが、例えば、先ほどからも出ておりますが、冒頭藤津郡1市3町の合併が言われ、去年の市長選挙が終わりますとどういう形で移り変わったかわかりませんが、桑原市長が音頭を取って2市4町がテーブルに着くという形になってきた。そして、それが崩されましたら次は1市3町なり1市2町の話が進み、そして、いよいよ最終的に1市1町という形がつくられてきたと。まさにくらくらくら変わったわけですけれども、何かということですよ。やはり、ここに私たちの前に鹿島市民の生活をどうつくり出していくのかと。今の情勢の中でどう鹿島市民の暮らしを守っていくかという構想が全く打ち出されていなかったと。鹿島市のまちづくりがどうされるのかということが、この合併に取り組む中で全く打ち出されなかったところに、私はそのようにわずか1年ちょっとで枠組みを安易にぐらぐら変えていくというような、そういう事態がつくり出されたと思えます。

私たちは思いますが、合併問題に取り組んでいくには、やはりよその市町村もそうでしょうが、まず、私たちの置かれている、私たちが責任を持っている、この鹿島市をどうつくり出していくのかと。市民の暮らしをどう守っていくかという、このことを本筋に据えながら、そして、このことを提起し、そして住民の意思を問いながら住民の意向を十分にとらえて、そして合併問題を論じ、そして枠組みも決めていくべきだと私は思います。

ところが、それがなされてこなかったと。ここにね、やはり一番大きな問題があるんじゃないかと思えますが、この点について、まず市長がどうお考えなのか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

枠組みというのは一方だけが望んでも相手がうんと言わんと成り立たんわけです。ですから、枠組みというのはいろんな模索をやっぱりしなければいけないと思うんです。2市4町から1市3町、1市2町、1市1町と。これは枠組みを考える場合、当然の順序だと。そういう中で2市4町、1市3町についてだめだったと。1市2町だめだったということでありますから、私は枠組みというのはこちらがしたいと思っても相手がうんと言わんとできないと。ですから、お互いが納得し合ったときにこの枠組みというのは成立するというふうに思っております。

そういう中で私の努力が足りなかったという点は、それはまた別の点でこれは皆さんに謝らなければいけないことだというふうに思いますが、そもそも枠組みというのはそういうものですから、今回の場合くらから変わったというより今のようなことだったというふうに思っております。

それから、本来合併というのは市民の暮らしをどう守っていくかというふうなことを言われましたが、そうなんです。私は市民の暮らしを守っていくためには、合併というものは規模の大小にかかわらず、やっぱり今回やっておかないといかんと今は思うように至ったということであります。

実は、平成15年度の予算編成に着手をいたしました、財政当局はやっぱり悲鳴を上げるわけです。非常に予算というものが組める状況ではありませんと。この3カ年で5億円ぐらいの交付税が減ってきたというふうに言いました。そして、実は平成13年度と14年度を比較しましても、もう4.5%交付税が減っております。こういう中で、いわゆる一般財源の一番中心をなす交付税がこれだけ減っていくということになりますと、予算は組めませんと、こういう現場の声、これは切実な十分中身のわかった声であります。そういうものも私自身もそういうふうに思いました。

したがって、ますます今回、1市1町合併をしておかには、これはとても市民の暮らしを守っていくことはできないと、こういうことを判断しているわけであります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

枠組みの問題で相手があることだからということですが、ここに鹿島市としてのビジョンがはっきりあれば安易に枠組みを変えられないと思うんです。こういうまちをつくらなくてはいけないといった場合に一つのことで、最初はそういうことでことやろうじゃないかという構想が出された。じゃあそれが崩れた場合にね、まちづくりのちゃんとした構想があるならば、それに照らしてどうなのかということをも、私たちは真剣に研究をして取り組んでいかなきゃいけないと思うんですがね。そういうのがなかったために私はすぐ次の

に移られたと思うんですよ。そういうのがあるとすれば、市民だって安易にくらくら変わっていくのに対して黙っていませんよ。そういうのがないから、もしかしたらいいんじゃないかと、もしかしたら何かあるんじゃないかと、そういう幻想でしかないわけですよ。だから、やっぱり一番大事なことはどういう鹿島市としてのこれまでの歴史や文化を土台にして先祖が築いてきたこのまちをどうつくっていくのかと、どう発展させていくのかと、この時点でね、そういうのをやっぱりしかとしておかなかったところに私は今日のような問題が起きたと思いますが、何かあればどうぞ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

法定合併協議会の主な仕事が、一つは、我々市民にとっての重要な課題であります負担とサービスの問題、税金が合併すぎ幾らになつとか、料金が幾らになつとか、使用料が幾らになつとか、それに対してサービスがどういうふうに変化をしていくのか、そのままなのか、こういうことを2,000項目について調整をいたします。法定合併協議会の一番大きな仕事、そのあたり。それともう一つは、この枠組みで合併をした場合に新しい市がどのようなようになっていくか、都市計画です。これをつくるのがもう一つの仕事。この二つが法定合併協議会の大きな仕事です。枠組みが違いますと、やはり、そういう色合いというものも若干違ってくるわけですし、私が以前から申し上げておりますように、合併した後の都市像というのは、法定合併協議会で調整をしながら、両方の意見を取り入れながら、そして、完成したものを住民に示すと、これしかできないわけでありまして、今の時点で私だけが、鹿島市だけが、こうしたいと思っても、太良町がそうはしたくないと言えればそれまでのことです。これが法定合併協議会で詰めてから、そして、ダイジェスト版にしたものを市民の皆様にはお配りをするというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市長の頭の中は既に合併の枠組みというのが詰まり過ぎているからね、おわかりないと思いますが、その前の段階で土台の鹿島市をどうするというのがないと、よそと合併した場合にそれにのっかってさらにいいのかどうかという形を私たちは考えるべきだと思うんですよ。そうでしょう。まず、私たちがよそのことまで考える必要はないんですよ。私たちは鹿島市民に選ばれた者ですよ。だから、今鹿島市としての、鹿島市民の暮らしをどうつくっていくのかということの土台をやっぱり、まず、しかとしておかんと、それは今から2,000項目にいろんな問題についての、もしきょうの案が通ればやられていくでしょうけど、その前に私たちの分がどうなのかと、このことをやっぱり知つとかんといかんだつたと私は思います。

これはもう平行線になるから。

それから、先ほど15年度の予算を組む中で交付税が非常に減ってきたと。確かにそうでしょう。減っていると思います。何で減ってきたのかと、いろいろありますが、そこは詳しく言いませんが、じゃあ合併をすれば、合併をすればこれから安心してそれがやれるかどうかということですね、一番大事なことは。だから、今回の合併論議の中だけでなく、これまでもずっと、これは市長だけじゃないですが、合併を推進される方は、合併をすればお金が来るんだと、国からお金が来るんだということで、皆さん合併せんぎいかんということを盛んに言われているのを私も聞いてきましたが、それじゃあ合併をすれば今後は安心してまちづくりができるとお考えなのか、まず、お答えください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、平行線と言われましたが、ここで確認しておかんとやっぱりいかんと思いますが、よそのことはどがんでんよか、鹿島市だけどがんとかというのは第4次総合計画に示しているわけですよ。それを基本に我々は太良町との調整に臨むわけです。ですから、鹿島市のしたいまちづくり像というのは第4次総合計画に示しております。そして、1市1町が合わさった場合にどうかということを法定合併協議会の中でいろんな議論をして調整をして、そこで姿づくりをすると、こういうことになるわけです。これは以前から申し上げておりです。

それから、この合併をすればということではありますが、私は合併をすれば財政の問題だけじゃなくてですね、合併をするメリットは私はこういうふうに考えているんです。お金の問題が主ではありません。今のままでは立ち至っていかないと、こういう危機感を持っております。これは住民説明会のどこかでもうお話をしましたが、この鹿島鍋島藩が江戸初期にスタートをしたときに、いわゆる鹿島鍋島藩の士族が300人から400人おられたそうであります。幕末には一千数百人になっておられたと。つまり、士族をですね、これは住民の税金で生活をするわけですので、市役所の職員にかえてみますと、今やっぱり行政が肥大化し過ぎるのではないかと。つまり、行政がやらなくても民間がやってもらった方がいい、あるいは民間でもやれるという分野がありはしないかと。何でもかんでも行政が抱え込み過ぎてはいないかと。こういうことで、やはり幕末の状況、鹿島藩、これは全国的にもそうでありましょう。したがって、この江戸幕藩体制というのが瓦解せざるを得なかったというのは、そういう点にも私はあらわれていると思うんですが、そういう状況に近いような状況が私たち地方行政の中にもあるんじゃないかというふうに思っております。

そういう状況を打破するためには、やはり合併を機にという、これは大切です。合併を機にいろんな面での合理化、スリム化をやらなければいけない。この平成の合併の一大特徴と

して行財政のスリム化だと。そのための平成の大合併だということが新聞にも載っております。私も同感だと思っております。

この合併を機にいろんな点で見直す、隅々まで見直すところを見直して、そして、幸い合併特例法で猶予期間を10年ないし15年、我々がスリム化、合理化をする時間を与えられるわけです。その間は交付税にしろ、合併前の交付税のままにしておきましょうと、こういうことを特例的に言ってくれているわけでありますので、こういう意味で合併は私は必要だと。

また、先ほども言いましたように、これを今やっておかないと、今までのような住民サービスはできないと私は現場においてそういうふうに感じます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は今の市長のお考えを聞いて、非常に残念ですね。と申しますのは、市長は1市3町、市長選挙前ぐらいですか、合併の話が出ていたころは、こういうお考えじゃなかったですよ。もうまさに今の自民党政治の方針に巻き込まれてしまったという感じですね。圧力に負けたんですか。もう少し住民の立場にあったですよ、市長の考えは。私はそう受けとめています。

この前の全協のときもおっしゃいましたね、合併は行政改革だとおっしゃいましたよね。まさにそうですよ。国が行政改革の中でお金をやらないがために、こういうことをやっているんでしょう。そして、住民にいろいろとしわ寄せをしてきているわけですけどね、自治体というのは民間の仕事とは違うと思うんですよ。スリム化にすれば済むというもんじゃないし、スリム化にすれば住民サービスがうまくいく、人間を減らせば住民サービスがうまくいくということは、これは当てはまらないと思うんですよ。

特に、今日高齢化がここまで進んでいる中で、ただ単に何か箱物をつくったり何かをつくることだけが住民サービスじゃないわけですよ。一番大事なことは、人と人のつながりの中で、そこの住民の人たちの生活を支えていくということ、このことが私は一番大事だと思うんですよ。本当に大変ですよ。そういうことを考えると、今ですら、そのことが十分に行き渡っていないというのは私は非常に残念に思いながら、今の市民の皆さんたち、特に高齢者の生活を見ていますがね、今のような市長のお考えでしたら、サービスをよくすることはできないとおっしゃいますが、ますますできなくなるんですよ。私は言い切ってもいいと思います。そうなりますよ、このようなお考えでしたらね。

これまでも私たちにいろいろと財政的な問題で示されておりますが、今、国が猶予期間を設けてくれたということですが、じゃあ、その猶予期間が設けられた間は、市長は何とかなるとお考えでしょうが、私たちの生活というのはそれから長いこと続くわけですよ、子、

孫の代まで続くわけですよ。じゃあ、その時点になってからどうなるかということが問題ですよ。非常にこのところからが大変だと思うんですよ。目先はいいでしょう。私はいいと思いませんがね、今のお考えではね。

だから、例えば、今回国の支援措置として合併特例債が約 100億円ぐらいですか、これが来ると。市民の皆さんと話せば、あたかも 100億円いただけるような、そういう錯覚を持った方もたくさんいらっしゃいます。そういう説明がある面からはされているようなところがありますからね。しかし、もうだれもが承知のように、これは借金ですよ。この借金が残っていくわけですよ。それと丸々いただくわけじゃないわけで、例えば、100億の事業をしたとしたら 5億は地元で出さんといかんわけでしょう。じゃあ、このお金のないときに 100億の事業を国から何かもらえるからということで事業をやった場合に、5億のお金ない中から 5億のお金を出すという、そういうことでのしわ寄せなんていうのも私たちは非常に心配するわけですけどね。

それで、一応この前全協でも聞きましたが、この合併特例債約 100億お金が 1市1町の場合には来るんだということを言われておりますが、再度お尋ねしますが、この 100億というお金がどういう部門に使えるのか、詳しくお知らせいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市税、交付税が主な構成をなしておりますが、この一般財源、今我々が自由に使えるお金、この中で経常経費を除きますとわずかしかありません、事業費に充てられる部分が。今度の予算のときも非常に厳しい状況といたしますのは、実際言いますと投資に回せる一般財源は 6億円ぐらいです。これ以上減ったら、もう事業自体ができなくなる。一般財源から経常経費をさっ引いて、そして、10億ないぐらいのお金で事業をしなければいけない。今までのサービスを継続していくためには、この経常経費の分を削減せんとどうしようもないわけですよ。市税が急にふえるということもありません。したがって、合併を機に行財政のスリム化、合理化をやらなければいけない。そして、必ず行政がこれを受け持たなければいけない分は必ずこれはやらなければいけませんし、そうでもない部分は民間に委託するとか、いろんな方策を講じる必要があるというふうに思っております。

それから、特例債の問題ですが、この前言いましたように、住民説明会では 100億と話がわかりやすいように言いましたが、議員の皆さんには正確な数字を言っておりますが、まあ、ここでは 100億としておきましょう。これは言われますように、また私もそう思っておりますが、借金なんですよ。借金は借金ですけど、これは全部使わんでよかわけですから、例えば、合併したときに必ず要るもの、しなければいけないもの、これはやっぱり合併特例債使わせていただきたいと思います。それから、どうせしなければいけないこと、ものといいま

すか、今、既に太良も鹿島も計画があるもの、これを合併特例債でやることができれば、一般財源を投入するよりかこれでやった方がはるかに有利ですので、そういう使い方もあるというふうに思います。具体的に何と何に使うというのは、これから法定合併協議会で詰めていくべきことだというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、合併特例債を使わんでいいと。計画があるものをやればいいというようなことですが、例えば、私が知る範囲では、この合併特例債というのは制度的なものには使えないと、ハード事業などにしか使えないということを知っておりますが、これまで桑原市長は、合併問題の論議のときだけではありませんが、もう鹿島市はハード事業は終わったんだと、このことは何遍もおっしゃっていますからおわかりだと思いますが、今からはソフトの部門に入っていくんだということをおっしゃっていますからね、そのことを考えますと、もう鹿島市がする分、それは全然ないことはないでしょうけど、一応ないと見ていいと思いますね。だから、そういう中でこういうお金が来るんだからしておったがよかじゃなかかというようなことで、極端に申しますと、後回しでいいものでもそれを回そうというようなことだって起きてくると思うんですよね。そういうことになりますと、ほかの事業にね、今でさえも先ほどおっしゃいましたが、わずかしかお金は使えないという中でそれをやることで絶対出さんといかんというようなことになると、ますます大変になってくるんですね。このことは明らかだと思います。こういう状況があるわけですよ。

それから、ほかにもいろんな財政措置がされておりますが、これはほんのわずかの時期ですね。それで考えますと、例えば、合併をしてこういう財政措置を受けて取り組んだとしますと、今、太良町と鹿島市での借金の残りが約20億弱ですか、鹿島が13億ちょっとですかね、それに太良町は3億か4億ですか、（「市債残高ですか」と呼ぶ者あり）そうですね、（「鹿島市が128億……」と呼ぶ者あり）20億はないですよ。合わせて20億弱、十六、七億ですか、（「百……」と呼ぶ者あり）百六、七十億です。170億ぐらいですか、ということで、その分の合わさった借金の返済ですね。それにこういう措置された分の返済、それからこの財政措置が終わりますと、交付税というのは、ますます下がってくるというのはこれまでの資料で明らかになっているわけですよ。そういうことになりますと、私たちが合併をしないで大変だけど、我慢をしながらお互いに助け合いながら努力をして取り組んでいくのがいいのか、それとも一時何とかほっとしたと。そして後は知ったかと、極端に言えばね。もう市長もいないかわかりません。私もこの場でこういうことを言わないかわかりませんがね、そういう後の人たちに自分たちのときはそういう形ですて無責任なお土産は残せませんよ。そういうことになるのは目に見えているんですよ。そういうのを具体的に考えて

いかになくちゃいけないし、そのためには以前から申し上げておりました、2市4町のときも申し上げておりましたが、具体的な財政の動向というのを、やっぱり5年、10年じゃなくて20年、30年という財政計画を示すということが私は今大事だと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいまの御質問は私もそう思っています。

これはさっき御説明しました行財政のスリム化、平成の大合併の最大のねらいは自治体の行政基盤の強化、行財政のスリム化と。この表題がですね、優遇措置頼みでいいのかと。合併、バブル、つまり、特例債がありますからこれで何でんしようと、こういうことになったら、結局、いわゆる行財政改革のねらいとは逆行するんだという論調のこれは新聞記事であります。後でござらんください。私も全くそのとおり思います。だから、さっき言いましたように、その点は松尾議員が言われるとおりでありまして、この特例債があっけんというて何じゃい需要ばつくり出さんでよかわけです。どうせせにやいかんとばこっちでした方が有利なものについてすると、こういう考えでいかないと、今御指摘の心配のようなことになってしまいますので、これは私もその点は十分注意をしながら、みんなで干渉しながらやっていく必要があるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次にお尋ねします。簡単なことですが、例えば、1市1町、太良町と合併したとして、鹿島市にとって何のメリットがあるとお考えですか。今財政的な問題でおっしゃいましたよね、そういうことができると。ほかに市民の暮らしの立場に立って市長はどうお考えですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まだ、中身をですね、具体的につまびらかに私も検証はしておりませんが、一つ象徴的なことをお話ししますと、宿泊施設が太良町にはいっぱいあります。ホテル、旅館等。この宿泊人員を調査いたしましたところ 850人ぐらいの収容、キャパシティーを持っているわけです。今まで、少なくとも私が市長になりましてから10年ちょっとの間に、佐賀県内、あるいは九州管内、西日本管内のいろんな分野の大会、あるいはコンベンション、こういうものの誘致の話もありました。しかし、これを実行するためには税金の投入が必要であります。コンベンション等をやった場合に、鹿島市にやっぱり宿泊をしてもらわないと本当の見返り、

経済的な見返りというのは期待できませんでしたので、それをわざわざ税金を投入してまでできないという判断で幾つか断ってきた経緯もございます。太良町と合併をした場合にはそういうものが可能になると、こういうふうなことがございます。

実は先般、合併事務局の職員さんと鹿島市と太良町のいいところを発掘しようという視点で出向いていきました。非常に太良町というのは自然環境に恵まれておりますし、また、漁協の方でも斬新な取り組みをされております。非常に旅館組合なんかでも自立的に、自主的にいろんな自分たちの経済活動をしておられますので、素晴らしいところだなというふうに思いました。

私は鹿島市と太良が合わさった場合にどういう掛け算ができるか、こういうものを今から探し当てて、これを発掘していくのが大きな仕事になるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

あといろいろお尋ねしたいんですが、最後にしたいと思います。

一番大事なものは産業部門での問題点もいっぱい残されておりますが、最後にお尋ねしますのは、もしこの法案が通りますと合併の方向に向かって協議会が進んだとします。説明がっておりますように、2,000項目以上のいろんな問題が論議されることになるわけですが、私はそういうものが明らかになった時点で、これが通ったからと言って合併を必ずせんといかんということじゃないわけですから、その時点で私は住民投票をすべきだと思うんです。住民の意思をはっきりと問うべきだと思うんです。市長は2市4町の意向調査のときの附属意見の中で、そういうのはあらわれているというようなことを再三おっしゃっていますが、しかし、やはりそれは2市4町の時点での問題ですので、今回1市1町という具体的なのが出ておりますし、具体的な論議がされた最終になりますか、過程でもいいと思いますが、何らかの形、何らかの時期に住民投票の実施を私はすべきだと思いますが、市長がそのことについてどうなのか、やるかやらないのか、それによって私の気持ちというのも変わってくると思いますので、御答弁いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

最終的に法定合併協議会である程度まとまり、案ができるとします。そうした場合には先ほど言いましたように、ダイジェスト版でもつくって住民の方にお知らせをすると。その後、住民の意向というのをどういうやり方で私が察知するようにするのか、これは今後、私の課題としておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。合併について、今回は枠組みはもう一つしかないわけですので、合併を進めるかどうか、法定協議会を設置するかどうかというふうな議案だと思っています。そういう中で、今お二人の方から質疑がなされておりますが、私は委員について、1点目お伺いをさせていただきたいと思います。

委員は次の者をもって充てるという項の3項目めに、1市1町の長が推薦した学識経験を有する者が、それぞれ鹿島市、太良町から6名ずつというふうな項目がありまして、これには既に考えていらっしゃるところに、区長会、また商工会、そして女性ですね、この女性については2人ということをおっしゃっております。そして、説明の中では第1次産業部門からというふうなことをおっしゃっていましたが、この項に関しまして、私はそれぞれこの合併については疑問があったり、また心配があったり、それぞれの立場の方々が持っておられると思います。そういう意味で、その方に加えまして、やはり労働者の代表といいますか、そういうふうな代弁も入れることも私は大変重要なことだと思っています。

というのは、税金を納めている大半の方がやっぱり勤労市民であるわけですね、そういう中でそういうふうな代表が今回までも入っておりませんでした、今度はぜひ入れてほしいと思いますが、その辺について御答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これはいろんな人はほとんど労働者であります。先ほどの御質問は組合関係者とかなんとかそういう意味ですか、それとも労働者であればいいわけですか。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

皆さん働く者であるから労働者と、これは当たり前のことなんです、私がここで申しているのは、やはり、この日本には従来、戦後それぞれの8時間労働を掲げて闘ってきたという経緯がありますが、そういう中での組織された労働者というのは、ある一定のいろんな意味合いで日本の財界を、また、私たちの暮らしをいい方向に引っ張ってきたという経緯を持っていますので、私が今申しているのは一応組織された労働者ということで、そういう部分での質問です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

担当の方と話し合いをしながら、そして、内々の話として相手さんに今お話をしておりますが、現時点で組織化された労働組合等の代表ということは考えておりません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

私としましては、みんなが働いているから労働者というふうな定義もあろうかと思いますが、やはりいろんな働く上で改善を勝ち取ったり、そして、すべての方々に利益をもたらすといえますか、働いて賃金を得て生活していく、そういうふうなものは当たり前なんです、その当たり前のことが当たり前でなくなっているのが今の世の中であるわけですね。そういう意味でそういう方々をぜひ入れていただいて、いろんな意味合いでの立場を代弁する方々を公平に入れていくのも私は大事かと思っておりますので、再考をぜひお願いしたいと思っております。

今後考えてくださるということですので、その辺について、今お話し合いをしていらっしゃる中に入っていないということなんですが、まだまだ時間があると思っておりますので、ぜひ一考をお願いしたいと思っておりますが、この件については、もう一回御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

御提案の趣旨はわかります。ただ、ジャンルとか分野をいろんなところの代表というふうにしますと、まだまだ漏れている分野はいっぱいあるわけですね、たった6人ですから。そういう意味で言いますと、大体結果が出ましたら申し上げますが、全部を網羅することはできないというような結果になります。

ただ、今一つの御提案ですので、中に持ち帰って検討はさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ぜひこの件についてはお願いをしたいと思います。

それから、再三住民投票については申されておりますが、私はこの市町村合併が始まって以来、議論をされて以来ですね、一貫して住民投票の必要性というものを申し述べてきた一人であります。枠組みについては住民意向調査で50%以上の方が藤津郡、または藤津郡の一部の町との合併については賛成というふうなものが出ておりますので、枠組みについての1市1町ですね、これはもう進んでいいんじゃないかというふうに思います。

ですが、枠組みについては過半数の方が認識としては、まあ、いいと。進んでいいということですが、合併するかどうかはですね、やはり今後2,000項目ですか、そういうふうなも

のを議論していただく中で、この法定協議会が設置されたならばその中で話し合いをしていく中で明らかになってくると思います。そういう中で合併を念頭にされるということですが、それはそれでいいことだと思いますが、やはり、その結果を知らせながら、市民の皆さんにこういうふうなことができますよというダイジェスト版を出されるということなんです。その以降でも、そういうものを検証していただきながら、やはり住民の皆さんにこれでいいですかと石橋をたたいてもらってですよ、それでも皆さん渡りますかと、そういうふうなことをすることが私は必要だと思いますので、またここであえてですね、市長としては今後については、また今後考えていくということをおっしゃってありますが、私もこの議会の一員として、その重要性と必要性を申し述べさせていただくことも大変は大事だと思いますので、市長の答弁はもういただいておりますよね。今後については今後考えていくということですので、ぜひ考えていく中にですね、議会の中でこういう議論がなされ、必要性が言われたということをぜひ私は議事録に残しながら、やはり考えていってほしいと思いますので、私の方からも申し述べさせていただきたいと思います。これについては答弁はいいです。

次にまいりますが、今、この議会には22名の議員がおりますが、議会の中でも、まだまだ市町村合併については、なかなか今後のこともわからないし、今までのことについてもまだ納得がいかない、了解がいかないということであるわけです。ですが、これを進めるに当たっては納得を全部していただいてという中で進めることは不可能であるわけですね。ということは今後もやはりこういう事態が起こるといことは、これは想定されるわけなんです。今後法定協を設置された中でいろんなことが煮詰まっていくと思いますが、そういうふうなものを一括してダイジェスト版で流されるのか、そういうふうな情報公開についてはどのように考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私がダイジェスト版と言いましたのは、新市の都市計画のダイジェスト版です。そして、周知の徹底の仕方については課長の方から答弁させます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

仮に法定合併協議会が設置されますと、大体月2回ぐらいのペースで開催をされると思います。その中には多いときには何項目か多数になるかと思いますが、第1回目の協議では大体4項目か5項目ぐらいの協議、検討していくんじゃないかと思っています。

そういう中で、その協議会が終わり次第ですね、その内容についてはその都度市報なり、

あるいは協議会だよりの中で、合併事務局が出します協議会だより、そういった中でお知らせをできるんじゃないかなというふうに思っております。

そしてまた、一月に一遍とかぐらいにホームページあたりを更新しながら、そういった情報はできるだけたくさん流していきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

2市4町の市町村合併といいますか、そういうものが壊れましてから藤津郡、鹿島市、そして、塩田町と太良町、鹿島市、それから1市1町の鹿島市と太良町という今回になったわけなんですけど、それぞれ段階があるごとに市民の皆さんの意識の高まりといいますか、そういうものが本当は現実的になるにつれて高まっていくであろうと思いますが、何か市民の皆さんの意見といいますか、こういうふうに16日に実は、こうこうなんですよと言ったら、意外とですね、白けているという言葉と言ったら語弊があるかもわかりませんが、熱が冷めていっちゃうような感じがします。そういうふうに熱が冷めてもらっては私は困ると思っていて、こういうふうな市町村合併は私たち自身、市民一人一人が考えて行動に、実施に移していく、自分たちが決めていくということですので、意識の高まりをやはりどんどん高めていただいてどういうふうに考えていくのか、自分の気持ちをきちんとあらわせるようになっていくのが市民の務めだと思いますので、ぜひ意識の高揚を高めていただくような情報のあり方等も今後ぜひ考えてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。議案第29号について反対の討論をしたいと思います。

合併問題につきましては、1月24日の2市4町の合併問題が出されたときにですね、このときも私は討論に立ちました。基本的な問題は変わりませんので、全般の分につきましては同じことの発言になると思いますが、お許しをいただきたいと思います。

市町村合併の推移については、1989年の国の第2次行革審答申以来進められてきたと思います。しかし、全国的にはなかなか合併問題は進んでこなかったようです。合併が進まないどころか議論さえ進んでいなかったようです。その証拠に調べてみますと、90年から99年に

は全国で10地区しか合併の取り組みがなかったと聞いています。その後、国は市町村合併を進めるためにいろんな施策を出し、その充実を図ってきました。地方交付税の算定特例による全額保障の期間を5年間から10年間に延長したこと。また、合併特例債制度を創設したことが財政施策の主なものだったのではないのでしょうか。このようにいろんな施策を、まさにあめとむちと言われるようなものを受けてほとんどの県が市町村合併に乗り出し、各地で市町村に合併の議論や検討を押しつけるということが始まりました。

特に、ぎりぎりになってから佐賀県の押しつけは異常なものがありました。佐賀県の井本知事はみずからが推進論議をお土産に地域のシンポジウムに出たり、推進のための県の予算をばらまくなど、全国的にも異常なほど合併への押しつけをしてきております。ちなみに、佐賀県では93%の自治体が何らかの形で合併問題に取り組んできました。これは全国的にもトップであると言われております。まさにこの異常さは全国的にも注目をされてきました。

合併について私たちが考えるときには幾つかの基準があると思います。それぞれの市町村合併を考えるとき、最も基本的な立場は住民の利益を守ることと住民の自治を広げ尊重するという見地を貫くことだと思います。

その一つとして住民の利益、利便、サービスや住民負担はどのようになるのかということ。二つ目として住民の自治、住民の声の行政や議会への反映はどうかということ。三つ目として地域の将来、地域の経済や旧市町村はどうなるかということ。四つ目として自治体財政、将来の見通しはどうかというようなこと。こういう一つ一つを具体的に私たちが明らかにしていく。そして、そのことを基準として市民の皆さんたちに合併するのかどうかの判断をしていただくということが大事だと私は思います。

そういう中でもいろんなものがあります。例えば、住民の自治、住民の声の行政の議会への反映の問題で考えてみたいと思います。住民の声が行政や議会にどれだけ反映されるかどうかは住民自治の根幹にかかわる問題なのではないのでしょうか。一定数の市町村による合併の場合、行政や議会が地域の住民から地理的にも精神的にも遠くなるのではないかとということが心配されます。

また、特に合併を論ずる中で、合併をしないと国からの財源が来なくなるなど、そういう論議もされてきました。そういう中で交付税がこれ以上減らされたら合併するしかないというようなこともささやかれてきました。新市町村建設計画の財政計画が10年間程度とされており、最初の10年間は地方交付税の算定特例が適用され、一方、合併特例債を活用できる時期になります。問題はその後だと思います。最初の10年を過ぎると、地方交付税は本来の額に大幅に減り、約15年後からは合併特例債の返済のピークを迎える時期が重なってくると思います。

つまり、合併してからの財政の見通しというのは、いろんな制度がなくなった後、長期にわたって非常に暗い見通しになるということはいまも明らかです。このことは以前も述べてき

たとおりです。その後いろんな取り組みがなされましたが、ますます上からの圧力なども大きくなったようですが、さて、今回の1市1町の取り組みですが、これまでと大きく違ってきたのは論議の中でも申し上げましたけれども、やはり財政の問題ですね、交付税が減っても市政運営ができるようにするためには、規模の大小にかかわらず合併をし、合併を機に大幅な合理化を図る必要があるということ、このことで合併を推進しようとしているわけです。このことは、今後の市民の暮らしを守るという立場に立てば、非常に危険な考え方だと私は判断をいたします。

2市4町の取り組みでは不十分であっても市民の意向調査が行われました。市町村合併は私たち住民にとって自分たちの市町村のあり方、形を決める大事なものです。一たん決めてしまえば何十年にもわたるのが普通です。私たちの自治体を将来どのような自治体にしていくのか、どういうまちにしていくのか大事な時期です。今改めて地方自治、住民自治とは何か、住民にとってのまちづくりは何かということが問われています。今、住民が地方自治と地方政治について真剣に考える機会として、これを生かし住民自身が悔いのない結論を出していかななくてはならないと私は思います。

そのために私は住民投票の提案をしましたが、これについては考えていくということをおっしゃっただけで、はっきりやるという答弁がなされなかったのは残念です。このままでいけば市民無視の合併が進められる心配があります。合併を決めるのは住民の意思が一番で、住民に合併の判断ができる情報を十分に提供していただき、住民投票をしていただくことを最後にもう一度強く要望をいたしまして、私の反対の討論にしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。議案第29号 鹿島市・太良町合併協議会の設置に関する協議について、賛成の立場で討論をいたします。

1月24日、2市4町の法定合併協議会の設置議案が提案をされました。反対12、賛成10、否決がなされました。その結果を受けて市民の皆さんから、それぞれの議員はそれぞれの立場で鹿島の将来はなかばいい。いや、意向調査を受けてよく否決をしたと、いろんな意見があったと思います。その後、鹿島商工会議所、あるいは青年会議所から2市4町の復活論もございました。

私は、法定合併協議会の設置案に対して、そのときは反対の立場で討論に立っております。数回にわたる任意合併協議会の中でのある一つの自治体の我田引水的な考え方、あるいは住民意向調査に関する議会の関与、先ほども市長からございましたけれども、議会との話し合いの上で住民意向調査がなされました。それらを踏まえ反対の立場に立ったわけですけれども、反対をされた議員のほとんどの方々が合併そのものには賛成でございました。総論的に

賛成だけでも、2市4町の任意合併協議会の傍聴をする中で反対の考え方になっていかれたのではないかと思います。

なぜ合併が必要なのかということに関しましては、議員の皆様方は十分承知だと思いますが、市民の皆様の前にもう一度整理をしたいと思っておりますけれども、四つの大きな柱があります。それは生活圏の広域化であり、あるいは少子・高齢化であり、地方分権の受け皿づくり、そして、一番大きな深刻な問題となっておりますのが、700兆と言われる国、地方の財政状況であります。その財政状況を、行財政をスリム化する目的のために国は現在3,200程度あると言われております市町村を約1,000の自治体にする方針を打ち出したわけです。

佐賀県は49の市町村の中で七つの市、全国的にも3,200の自治体の中で市は600弱だと聞いておりますが、本来のこの目的、合併の目的は町村を合併して小さい自治体をなくす。小さい自治体には段階補正でかなり多くの交付税が行っておりますので、そのような意味で国は方針を打ち出したわけです。佐賀県は先ほど松尾議員から御指摘がありましたけれども、井本知事の強力なリーダーシップによって全国でトップを走って合併論議が進められました。

先ほどの反対討論の中のコメントで市民の暮らしを守るということを松尾議員は言われましたけれども、行政も執行部も、そして、私たち議会も市民の暮らしを守るためにこの場に立っているわけでございます。ただ、市民の暮らしを守るためには財源が必要になります。サービスを維持していく仕組みづくり、これに取り組む必要があるかと思っております。

5月12日に地方分権推進会議が小泉首相に提出する意見書案をまとめましたけれども、その中ではっきりと地方交付税を地方共同税、財政調整交付金に再編し、全体額を削減する。新規発行地方債の元利償還分の交付税措置は合併特例債を除き廃止する。また、これは残念ながらですけれども、地方への財源の移譲は先送りをするというような形で諮問をしております。

今回の太良町との1市1町の合併論議でありますけれども、私は結論から申しますと、17年3月の合併特例法の期限内に合併は必ずやるべきだというふうに考えております。それは合併特例法による交付税の保障の問題、先ほどから言われております合併を機に思い切った行政の体質改善ができるということ。また、国県合計で合併交付金や合併特例債、総額は141億円になるわけですが、その141億円を使ったまちづくりができる。ただ、これにはあくまで借金ですので、効率よく使う必要があることをつけ加えておきたいと思っております。

また、太良町との大きなメリットとして、太良竹崎温泉はある観光関係の業者が調査をしたところ、九州では黒川温泉に続いてリピーターが非常に多いというようなことも聞いておりますので、観光面から考えて太良町との合併は大いに意義があるというふうに考えております。将来は経済団体が言われますように、スケールメリットを目指して大きな合併という

ものが当然考えられてこようかと思えます。

ただ、今この時点では太良との1市1町の合併を進め、早い段階で広域合併を模索するべきだというふうに考えます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。私は、議案第29号 鹿島市・太良町合併協議会の設置に関する協議について、賛成の立場で討論をいたすものでございます。

地方議会に私はかかわって常に先見性を持って問題提起をし、同時に議会人としてチェック機能という任務に真剣に取り組んでまいりました。今回の市町村合併問題は、その中でも今までにない大きな事柄だと重く受けとめています。地域の将来がどう発展していくか、合併はその手段であって目的ではないと考えます。あらゆる手段を検討し努力していくことが今求められています。

これまでの質疑の中でも明らかであります。合併をしても経済的状況は依然として厳しいものがあります。ですが、太良町と鹿島市の1市1町による合併はそれぞれの特徴を生かせるまちづくり、お互いの住民が助け合える機運も感じられるという、このような意見も多く聞かれます。よいところを引き出し合えるまちづくり、また、このような可能性や希望を見出す努力も大変重要だと考えます。

私は今まで一貫して申し述べてきたことに、合併は住民の意向で決めるべきだと申しておりました。住民の意向はこの1市1町については藤津郡及びそのいずれかの町との合併については賛成が半数を超えておりました。ということで、この法定協という土俵に上げ、今後合併協議会で多くの問題点、課題を具体化しながら住民に方向性を指し示していくことが求められていると考えます。

法定協にかかわる会議、また、協議会の場の情報の公開、方向性やサービスのあり方のわかりやすい情報の提供をきちんとしていく。そして、法定協議会の委員については各種団体の代弁をする人を公平に選出していく。そのことを通じいろいろな人の意見を反映していく。合併することで、このようなことが生じてきますというようにいいこと悪いことを含め、住民が合併を是とするのか非とするのかを判断できる材料を住民に示していくこと。そのことをしながら最終の判断として住民投票を実施していく。これらのことを強く要望しながら、賛成討論とするものであります。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市・太良町合併協議会の設置に関する協議については、こ

れを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第29号は可決されました。
暫時休憩します。

午後 3 時40分 休憩

午後 3 時51分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議案第30号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 8. 議案第30号 鹿島市助役の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略いたします。

地方自治法第 117条の規定により、出村素明君の退席を求めます。

〔出村素明君退場〕

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

助役の人事案件について質問をいたします。

まず、お断りをいたしておきますが、提案されております出村氏については、その人格識見にわたってすぐれた人材であるということは、まず、冒頭この場で誤解のないように申し上げておきたいというふうに思います。

以下質問をいたしますが、市長にお尋ねをいたします。

昨日の全員協議会において市長が説明をされました中に、助役の人事については、先ほど来の議論であります合併対応内閣と、そういう表現をされてですね、特に財政、総務、企画にたけた人材を登用したいというふうに申されております。

その一つの理由だろうというふうに思いますが、市の行政の現状を見たときに、確かに合併議論というのは、ここ 2 年程度の至近の重要な課題ではございますが、本市の現在置かれている状況を見たときに、合併で語られておりますように財政問題を初め地方分権への対応、あるいは各種の産業の育成等々、重要な課題もそこにひっつけてその合併に向かおうと

しているというふうに私は認識をいたしておりますが、合併をしたにしましなくても、広域な行政になったからといって本市の田畑や山林や海が動いてそちらにふるしきに包まれていくわけではなくて、その地域、あるいは地元における産業の育成という観点では、何ら従来までとは変わらない施策を打っていかねばならないというふうに考えるわけです。

一言に今本市の状況を言われるときに、特に全国的な今日の経済の低迷も大いにそれにプラスをいたしておるところではございますけれども、地元の産業の沈滞を初め、市民共通の認識として市の政策の手詰まり感というのを指摘するものは、やはり大きなものがあるかというふうに考えております。市長がそういう点をどういうふうにとめられておられるのかわかりませんが、そうした市政の重要なこの時期に市長のいわば補佐役である、女房役である助役を選任するということにですね、私は内部からの登用も今言われた要素はあるかと思っておりますけど、新しい風を入れ込むという意味では、一般の部課長の人事とは違って大いに政策的要素を持った人事が求められている時代に今日、今この時期にあらうかというふうに考えるわけです。

そういった点からは、外部からの登用ということを念頭に市長は考えられなかったのかどうか、そこら辺についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の助役の人事では、もちろん、いろいろな人材について自分の中で検証はいたしました。それで、まず考えましたのが、今、短期的に一番大きな課題を抱えておるこの合併問題について、やっぱり即戦力になってもらわなきゃいかんと。行政全般にわたって詳しいと。これは最低条件、今の出村部長も行政全般にわたって詳しいわけではありますが、特に総務、企画、財政について現時点でのレアな形の把握、掌握をしているのは彼だというふうな判断をいたしました。

昨日も申し上げましたが、今からの法定合併協議会というのは実務レベルでの協議に移ってまいります。そうした場合にやっぱり実務に知悉した人材がどうしても要するというのを私は考えまして、そういうふうに判断をいたしました。もちろん、現在の出村部長は産業政策も詳しいですし、また、重要性も十分認識をしておるというふうに私は思っておりますので、特に合併対応内閣と、これだけに限ってというふうな受けとめ方ではなくて行政全般にわたってまず知悉をしている。特にこの合併問題に関しては総務、企画、財政について、よく今の状況を把握している人間、人物ということで私は出村ということで皆様方にお諮りを申し上げているところであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

まあ、滑り出しというのは人がかわれば、なかなか引き継ぎ、あるいは気持ちの入れかえ等々、一定の時間を要するというのは当然のことではあるかと思いますが、この合併の事務処理にかかわって財務、あるいは総務、企画について他をおいてほかにはない傑出した実力をお持ちであるということは私もお認めをさせていただきますが、それは今日のそれぞれの所掌する課長にゆだねても可能な分野ではないかというふうに思います。

そういった意味では大所高所から見ての助役人事が余りにも実務優先で物を考えられ過ぎてはいないのかと。その認識というですか、それがぬぐえないものが私は今の御答弁でもあるわけです。

ちなみに、これは私の持論ではありますが、本市の財政のために経済ということは言いませんけれども、財政問題が大変窮屈になっているというふうに言われます。福祉のサービス、あるいはインフラ整備、各種の基盤整備等々やるにしても、市長はよく、ないそでは振れないというような表現で答弁をされたこともありますけど、やはり、そこは行政サービスを充実拡大をしていくというのは、そこにいかに財政を生み出す経済的な支え、活力がそこに見出されていくのかというのが最も根っこの話であって、これをおいてほかはないと言っても言い過ぎではないぐらい本市の今の重要な課題だろうというふうに私はとらえておるわけですね。

そういった意味では、例えばですね、例えばの話をしますけど、従来、市長は中山間地対策、あるいは農林対策といいますかね、そういった意味で具体的に2カ年ぐらい専門的なプロジェクトをつくらせて農林公社構想なども審議をされて本議会でも相当議論を詰めてきたわけですが、結果としては棚上げ状態になっておるということで手が打たれないまま、要するに市としての固有の施策、国県の支援事業というのは確かに本市の必要によって採択をされて進められておりますけど、鹿島市独自の固有の施策という意味では非常に弱点を私は持っているというふうに思うわけです。

そういった点から、やはり、これは一人の力、一人の発想というのは限界があるわけで、女房役にそうした形のもをやっぱり入れ込むというのは非常に今日の今の鹿島の市長、あるいは市政の中に求められている課題と、これは周知の見るところではないかというふうに思うわけです。そういった意味ではそれにこたえる、市民の感覚にこたえる助役の人事という、一つの説得力というのを持たせてほしいということを申し上げたいわけでありませう。

もうこれ以上は申し上げませんが、ぜひともその確かに実務的に合併問題を進めていかなければならない。しかし、これをおいてほかにはないと。今人材を見れば、またそれに次ぐ、あるいは同等の力を持った、手腕を持った、格式、あるいは実力を持った人材はこれだけ抱えておるわけです。そういった点からは、まあ新しい風を吹き込むという、そうした住民の、あるいは私が今主張するような、そういうものにこたえるような人事があっても

いいんではないかというような特に時代背景にあるというふうに思いますが、再度御答弁を求めて、私の意思決定にさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市政を運営するため、あるいは住民サービスをするためには、やっぱり財源が必要です。そのために産業の活性化と、これは当然それに対して私は何ら異を唱えるわけではございません。私もそう思います。こういう分野につきましても出村部長は十分知識もございまして、意欲もあるというふうに私は判断しております。そういう中で、特に今回、今のタイミングというのは合併だろうというふうに私は思うわけです。その合併に対してやや実務優先ではと。確かにそうです。昨日も申し上げましたが、私も丸13年前に市長になりましてからやはり2年ぐらいは中身がわかりませんでした、正直言うて、いろんなことがですね。特に今度の実務なんです。各分野の具体的な実務、細部にわたっての検討をする。その陣頭指揮をとる人間ということでございますので、やはり、これは実務経験者、即戦力、そして、特にこの一、二年が勝負なんです。一、二年勉強してから、それから対応してくるっぎよかという今の段階ではございませんので、そういう意味で出村部長を私は皆様方にお諮りをしていると、こういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

実務優先で処理されようといったしておりますが、私はこの合併問題というのはひとつ避けて通れないという今日の状態から私のサインを示した、意思としては示したわけですけど、合併によって得られるものが何なのかというのは、事務的なミスマッチを犯さないというよりも市民の気持ちとしては、そこに合併によって鹿島市の活力を見出す、そういう夢を与えるものですね、そこを期待しておると思うんです。事務的な合併上の問題、あるいは若干の遅滞とかミスマッチをとがめるというよりも、そこだろうというふうに思うんですね。そういった点であえてこの場に立たせていただきました。

終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市長と助役というのはコンビネーション、あるいは役割分担だと思っております。

今回の合併のことにつきましても、やはり、実務の陣頭には助役が立って総合的な判断というのは市長がしていく、こういう体制で臨んでまいりたいというふうに思いますので、御

理解を賜りたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 鹿島市助役の選任について、これを提案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第30号はこれに同意することに決しました。

日程第9 議案第31号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 議案第31号 鹿島市収入役の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略いたします。

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 鹿島市収入役の選任については、これを提案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第31号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから助役、収入役の紹介があります。

○総務課長（山本克樹君）

それでは、ただいま選任に同意をいただきました新しい助役、収入役を総務課の方から御紹介をさせていただきたいと思っております。

お二方には、それぞれ一言ずつごあいさつをお願いいたしたいと思っております。

助役に選任されました出村素明さんでございます。

○助役（出村素明君）

一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど、議会の皆様方の同意をいただきまして助役という大任を仰せつかることとなりましたけれども、もとより浅学非才なこの身でこの大役が務まるのかと改めて責任の重大さを痛感いたしております。

ただ、同意をいただきました以上は今日まで40年間の行政経験をもとに、市長の補佐役、あるいは事務方の推進役として一層努力をしていきたいと思っております。

皆様方のなお一層の御指導、御支援をお願いいたしまして、私のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

○総務課長（山本克樹君）

収入役に選任されました井手口馨さんでございます。

○収入役（井手口 馨君）

三たび収入役に選任をいただきまして、ありがとうございます。今後一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。（拍手）

○総務課長（山本克樹君）

以上で紹介を終わらせていただきます。

日程第10 議案第32号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10. 議案第32号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略いたします。

地方自治法第 117条の規定により岩吉泰彦君の退席を求めます。

〔岩吉泰彦君退場〕

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 鹿島市監査委員の選任については、これを提案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第32号はこれに同意することに決しました。

〔岩吉泰彦君入場〕

日程第11 閉会中継続審査申出

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 閉会中継続審査申出の審議に入ります。

お諮りいたします。鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり議会運営委員長から議長あてに閉会中継続調査申出書が提出されております。

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続して調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

会期等に関する調査の件

2. 理 由

今後なお検討を要するため

3. 期 限

平成17年4月29日

平成15年5月15日

鹿島市議会運営委員会

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

議会運営委員長から申し出の件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長から申し出の調査中の件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして今期臨時会に付議されました案件は終了いたします。

よって、今期臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後4時12分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小 池 幸 照

臨時議長 谷 川 清 太

会議録署名議員 1番 徳 村 博 紀

同 上 2番 伊 東 茂

同 上 3番 福 井 正